

INTERNATIONAL
GUIDELINES ON
URBAN AND
TERRITORIAL
PLANNING

都市と国土計画に係る
国際ガイドライン

都市と国土に係る国際ガイドライン

2015年 初版

発行者：国連ハビタット（ナイロビ）

無断複製・転写を禁じます

United Nations Human Settlements Programme (UN-Habitat)

P. O. Box 30030, 00100 Nairobi GPO KENYA

Tel: 254-020-7623120 (Central Office)

www.unhabitat.org

HS Number: HS/059/15J

免責事項

本書で用いられている表記や資料は、国・地域・都市もしくはその当局の法的地位、または国・地域の境界に関する国際連合の見解を示すものではありません。本書で用いられている記述は、必ずしも国連人間居住計画、国際連合及びその加盟国の見解を反映するものではありません。

本書の文章を引用される場合は、出典を明記してください。

2016年3月 日本語版発行 発行者：国連ハビタット福岡本部（アジア太平洋担当）

序文

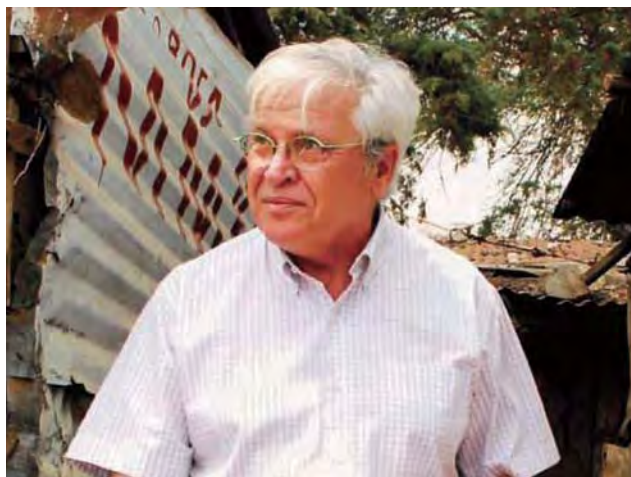
現在、世界人口の半数以上が都市に暮らしており、人類の未来が都市にあることは、もはや疑いようのない事実となりつつあります。都市化は特に開発途上国で急速に進行しており、その進行過程には様々な機会と課題が伴います。

人口の密集は、都市や地域に大規模な経済を生み出す一方、騒音、交通渋滞、大気汚染などの問題やそれによる損失につながります。また、気候変動や資源枯渇など地球規模の問題が各地で様々な形で影響を及ぼしており、新たな革新的対応が求められています。

こうした問題に対処するため、世界各地で様々な都市計画の策定が試行、実践されてきました。この「都市と国土計画に係る国際ガイドライン」(以下、本ガイドライン)は、こうした多角的な取り組みから得られた貴重な教訓と併せて、規模が異なる各地域・国・都市でも活用できる参考枠組みとして、現実とあるべき姿の重大なギャップを埋めるために作成されました。

国連ハビタット管理理事会決議(24/3)を受け、専門家の協議を重ね、多様な実践に基づき、本ガイドラインが策定されました。ガイドラインには12の基本原則が提示されており、これらは意思決定者が総合計画の観点から都市開発あるいは政策・計画・デザインを策定あるいは見直す際の手引きとなります。

本ガイドラインは、2015年4月23日の管理理事会決議(25/6)で承認されました。同時にこの決議では、「本ガイドラインに関心のある加盟国がこれを利用し、必要に応じて各々の国や国土の状況に合わせて適用し、さらなるツールや評価指標の開発を行うことができるよう、国際的な金融機関、開発機関及び国連ハビタット



に対し支援を」求めています。

本ガイドラインは、国連ハビタット管理理事会でこれまでに採択され、すでに多くの国で実践されている「分権と地方自治体強化に関する国際ガイドライン」(2007年)及び「全ての人々に基本サービスへのアクセスを供給するための国際ガイドライン」(2009年)を補完するものです。また、本ガイドラインは、ポスト2015開発アジェンダならびに2016年に開催予定の第3回国連人間居住会議(ハビタットⅢ)のニュー・アーバン・アジェンダの施行を支援するものでもあります。

本ガイドラインが対象とするのは、各国政府、地方自治体、市民団体、都市計画の専門家など多岐にわたります。本ガイドラインは、こうした多様な主体が人間の居住環境の構造と機能を形作っていくうえで担う役割を重視しています。私は、本ガイドラインが、コンパクトで包摂性に富む社会を実現し、また、統合的で接続性に優れた都市・国土の建設にインスピレーションと指針を与えるものであることを切に願っています。

国連ハビタット事務局長
ジョアン・クロス

目次

I. 背景

A.	目的.....	1
B.	定義と範囲.....	2
C.	背景と根拠.....	4
D.	準備プロセス.....	5

II. 都市と国土計画に係る国際ガイドライン

A.	都市政策とガバナンス.....	8
B.	持続可能な開発に向けた都市と国土計画.....	13
	B1. 都市と国土計画及び社会開発.....	14
	B2. 都市と国土計画及び持続的な経済成長.....	17
	B3. 都市と国土計画及び環境.....	20
C.	都市と国土計画の要素.....	23
D.	都市と国土計画の実施とモニタリング.....	27

I

背景

A. 目的

1950年以降、世界は急速に変化しています。1950年に7億4,600万人（世界人口の29.6%）だった都市人口は、2000年には28億5,000万人（同46.6%）になり、2015年には39億6,000万人（同54%）に達しています。2030年には、これが50億6,000万人（同60%）になると予想されています。この「都市と国土計画に係る国際ガイドライン」（以下、本ガイドライン）はこうした変化に対応して、都市と国土に関する政策、計画、デザイン、そして実践のプロセスを改善するための枠組みとなることを目的として策定されました。本ガイドラインは、持続可能で気候変動にレジリエンスのある都市の開発を促進し、コンパクトで社会的包摂性に富み、統合的で接続性に優れた都市と国土の建設を目指すものです。

本ガイドラインの目的は以下の通りです。

- 都市政策の改革の指針として、普遍的な参考枠組みを構築する。
- 各国地域が各々の状況や規模に応じた計画策定に活用できる普遍的な基本原則を、各国地域の実践から導き出す。
- 持続可能な都市開発の促進を目的とする他の国際的ガイドラインを補完し、相互に連動させる。
- 各国地域及び地方自治体の開発アジェンダにおいて、都市と国土の特質を提起する。

Aerial view of Paris, France © Flickr/Mortimer62



B. 定義と範囲

都市と国土計画は、経済、社会、文化及び環境分野の目標を実現するための意思決定プロセスと定義することができます。都市空間開発のビジョン、戦略及び計画を立て、一連の政策指針、推進手段、組織的で参加型の仕組み、そして規制手続きを取り入れることによって、目標の実現を目指します。

都市と国土計画には、基本的な経済的機能が備わっています。それは、内発的な経済成長や繁栄、雇用を生み出すために、都市や地域の形態及び機能を作り変える強力な手段であり、最も脆弱で十分なサービスを受けられない低所得層のニーズにも対応するものです。

本ガイドラインは、あらゆる国や都市が、都市圏の人口統計学的変化（成長、停滞及び減少）を効果的に管理し、既存及び新規都市居住区の生活の質を改善するために、主要な原則や提言を推進するものです。本ガイドラインは、補完性の原理及び各国特有の行政上の取り決めを考慮に入れつつ、規模の大小を問わず、都市空間の計画策定に次のように活用することができます。

- **国及び国境を越えたレベル**：多国間で地域戦略を立てることにより、気候変動や省エネルギーなどグローバルな問題に対処するための投資を導き、国をまたいだ地域の都市部の一体的な拡大を実現し、自然災害リスクを軽減し、共有天然資源の持続可能な管理体制を改善します。
- **国レベル**：国レベルの都市計画を立てることにより、既存及び計画中の経済的支柱や

大規模なインフラを活用して、都市回廊や河川流域を含む市街地の仕組みを支援、構築、均衡発展させることを可能にすると共に、国の経済的潜在力を最大限に発揮させることができます。

- **都市圏及び大都市レベル**：国に次ぐ規模で地域的な都市計画を立てることにより、規模の経済性と集積を促進し、生産性と繁栄を拡大し、都市と地方のつながりを強化し、気候変動の影響に適応し、災害リスク及び過剰なエネルギー消費を軽減し、社会的及び空間的な格差に取り組み、成長地域と衰退地域双方における地域の結束と相互補完を促進することで、経済発展を促すことができます。
- **地方自治体レベル**：自治体が開発戦略及び総合的な開発計画を立てることにより、投資の優先順位を決め、別々の市街化区域間の相乗相互作用を促進することができます。土地利用計画を立てることで、環境保護指定区域の保全や不動産市場の規制に貢献できます。都市の拡張及び既存の土地の再開発計画を立てることで、輸送コストやサービス供給コストが軽減され、最適な土地利用と都市部のオープンスペースの保全・整備が促進されます。都市の整備及び修復計画を立てることで、居住密度や経済密度を向上させ、社会的に包括的なコミュニティの実現に寄与します。

- **近隣レベル**：街路の整備や公共空間の計画を立て設計することで、都市の質ならびに社会的結束や包摂を向上させると共に、地域資源の保全に寄与します。公共の空間やサービスなど都市の共有物の管理に、コミュニティを関与させる参加型の計画・予算策定手法をとることで、土地の有効利用と接続性の向上、人間の安全保障とレジリエンス、地域の民主化及び信頼性の向上に貢献します。

都市と国土計画は、すでに各国で様々な手法で計画・実践されており、多くの国で都市戦略計画、総合計画、コミュニティ計画、土地利用計画などが試行されてきました。こうした計画は、すべて都市の形態と機能に影響を及ぼすことを目的としています。影響の与え方は様々で、計画が実施されないことによって（例えば、持続可能な変化が阻害されるなどにより）、現実世界に影響が及ぶことさえあります。計画策定の手法は多岐にわたりますが、近年の傾向として、状況に応じてトップダウン方式とボトムアップ方式を様々な割合で組み合わせた手法が採用されています。

方法はどのようなものであれ、計画を実現するためには、常に強力な政治的意思、すべての関係者を巻き込んだ適切なパートナーシップ、そして次の3つの主要な実現要素が必要です。

- **拘束力があり透明性のある法的枠組み**：都市開発においては、一貫性があり、長期的な法的枠組みを実現する法体系の整備が重要です。法整備では、特に、信頼性、実現可能性、そして実効的な執行能力の確保が求められます。

- **健全で柔軟な都市計画とデザイン**：公共空間のデザイン、なかでも、適切な街路構成と接続性そして公共空間の配置は、都市の価値を生み出す大きな要因として特に重要です。同様に、一人あたりの移動ニーズとサービス供給コストを減らすため、適度なコンパクト性と複合的な商業利用を備えた明瞭な建設区画配置が重要となります。また、公共空間のデザインは、異なる人々が共に暮らし、相互に交流する、街の文化的側面を強化するものであるべきです。

- **低コストや費用効果の高い財政計画**：都市計画施行の成功には、経済的利益を生み出し、維持費を賄う初期公共投資を含め、健全な財政的基盤が前提となります。財政計画には、すべての関係者に都市の価値を分配する現実的な収入計画、そして都市計画に必要な出費の備えが必要です。

都市計画で良好な成果を出し、目標を達成するためには、上記の3要素をバランスよく組み込むことが重要です。そうすることで、分野横断による相乗効果が高まり、目標到達に重点をおいたパートナーシップが実現し、手続きの合理化と効率化が推進されます。

C. 背景と根拠

本ガイドラインは、国連ハビタット管理理事会で過去に採択された次の2つのガイドラインの運用を支援するものです。

- 「分権と地方自治体強化に関する国際ガイドライン」(2007年)は、国レベルでの政策や制度の策定、改革の触媒として、地方自治体の権限強化と都市ガバナンスの改善を目指すものです¹。このガイドラインは政策に重点をおいたもので、多くの国で参照されています。
- 「全ての人々に基本サービスへのアクセスを供給するための国際ガイドライン」(2009年)は、地方自治体レベルで基本サービスを供給するうえで、パートナーシップの改善を実現するための枠組みです²。このガイドラインはプロセスに重点を置いたもので、様々な国でそれぞれの状況に合わせて適用されています。

本ガイドラインは、分野やレベルを超えた強力な計画策定手法を通して、上記2つのガイドラインの運用を促進するものです。健全な都市と国土計画は、地方自治体を強化し、基本サービスの供給を促進する確実な方法です。また、本ガイドラインは、都市政策の原則(なぜ計画が必要なのか)、運用・管理プロセス(どのように計画を策定するのか)及び技術的成果(都市と国土計画とは具体的にどんなものなのか)の3側面を統合した汎用性のある枠組み(参照文書)として作成されています。さらに、本ガイドラインは、各国の実情を考慮に入れながら、政府、

地方自治体、その他のパートナーの協力及び事例共有を促すことも目的としています。

2013年4月19日の国連ハビタット管理理事会決議(24/3)において、国連ハビタットは、常駐代表委員会と協議のうえ、「都市と国土計画に係る国際ガイドライン」を起案し、第25回管理理事会に提出して承認を得るよう要請を受けました。

本ガイドラインは、国連加盟国が地方自治体を支援し、人々の認識を向上させ、低所得層を含む都市住民の意思決定過程への参加を拡大することなどで、持続可能な都市居住区の計画と建設に向けた総合的な取り組みを推進するよう支援するものです³。本ガイドラインは、広く認められた原則と各国地域の経験に基づき、健全な都市と国土計画を世界中で促進するための手段であると共に、各国独自の取り組み、ビジョン、モデル、手法を踏まえたうえで、都市政策の改革を導く大きな枠組みでもあります。

各国政府、地方自治体及びそのパートナーは、本ガイドラインを状況に応じて適用し、それぞれの制度機構及び能力を反映した国のガイドラインを策定・実施することで、固有の都市と国土問題に対処することになります。さらに、本ガイドラインは、その主要原則を参照した各国政府及び地方自治体が、持続可能な計画を策定し、それを適切に実践していくための効果的な羅針盤、そしてモニタリングツールとしても機能します。

¹ 2007年4月20日の管理理事会決議(21/3)で承認

² 2009年4月3日の管理理事会決議(22/8)で承認

³ 国連総会決議(66/288)付録「我々の求める未来」135段落

D. 準備プロセス

管理理事会決議（24/3）を受けて、国連ハビタットは本ガイドラインの構成・内容・文言を事務局に進言する特別専門家会合を設立しました。専門家会合のメンバーは世界各地の経験や実践内容を反映できるよう、地域バランスに配慮したうえで、各国政府や地方自治体組織（UCLG：都市・自治体連合）、都市計画協会（ISOCARP：都市と国土計画専門家の国際学会）、国際機関（世界銀行、国連地域開発センター、国連訓練調査研究所、経済開発協力機構）から選出されました。

特別専門家会議は3回開催されました。第1回は2013年10月24日、25日にフランスのパリで開かれました。参加者はガイドラインの構成を決定し、ガイドライン原案を作成しました。第2回は2014年4月10日にコロンビアのメデジンで、第7回世界都市フォーラムに併せて開催されました。この会議では、さらに多くの事例が取り込まれ、第1回会議後に出された意見の協議を行い、本ガイドラインの修正原案に事例を挿入しました。さらに、ガイドライン修正案を作成し、本ガイドラインを補完する優良事例集の作成が合意されました。最終会合となった第3回特別専門家会議は2014年11月11日及び12日に日本の福岡で開催され、この会議で国連ハビタット第25回管理理事会に提出するための本ガイドラインの最終案がとりまとめられました。

国連ハビタットの各地域事務所、国連機関及びその他のパートナーグループとの特別協議も開

始され、2014年4月の世界都市フォーラムを皮切りに、2014年5月29日にニューヨークで開催の国連経済社会理事会（ECOSOC）における初の持続可能な都市化に関する統合セグメント、2014年11月3日から5日にソウルで開催された住居と都市開発に関する第5回アジア太平洋閣僚会議（APMCHUD 5）、そして2015年4月14日から23日にナイロビで連続して開催された第2回ハビタットⅢ（第3回国連人間居住会議）準備会合と第25回管理理事会で本ガイドラインに関する諮問が行われました。

本ガイドラインは、2015年4月23日に管理理事会決議（25/6）で承認されました。同時にこの決議では、「本ガイドラインに関心のある加盟国がこれを利用し、必要に応じて各々の国や国土の状況に合わせて適用し、さらなるツールや評価指標の開発を行うことができるよう、国際的な金融機関、開発機関及び国連ハビタットに対し支援を」求めています。この決議の精神に則して、効果的な都市と国土計画がどのような条件や課題のもとで行われ、どのような利益をもたらしたかを解説した優良事例集が作成されました⁴。本ガイドラインの活用には、さらなるツールを開発してモニタリング・記録し、それを国連ハビタットの事業管理システムにも反映させる新たな仕組みを構築する必要があります。さらに、各国政府及びパートナーに対し、ガイドラインの実践状況について国連ハビタットに直接フィードバックするよう要請します。

⁴ 本編後半の「優良事例集」を参照

本ガイドラインの作成は、2015年9月にまとめられたポスト2015開発アジェンダの策定作業、2015年12月に開催された国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議（COP21）及び2016年10月開催のハビタットⅢに向けた準備プロセスと並行して行われました。したがって、本ガイドラインの内容は、こうしたプロセスの成果文書に意見を提供し、貢献し得るものです。

次章が「都市と国土計画に係るガイドライン」の本編であり、国連ハビタット管理理事会で審議された内容となります。ここでは、国連機関が持続可能な開発アジェンダを紐解く際の一般的な方法を採用しています。次章は4つの内容で構成されており、前半の2つは相互に関連する開発アジェンダ、すなわちガバナンスならびに社会、経済及び環境面を反映した内容となっています。そして後半の2つが都市と国土計画

の構成要素及びその実践となります。各セクションは主要原則から始まり、その後実践に向けた一連の提言を提示する構成となっています。

提言は一般的なものであり、都市と国土計画の枠組みを見直す際の手がかりとなるよう意図されています。各国政府、地方自治体、市民団体及びその関連組織、都市計画の専門家及びその関連組織は、本ガイドラインをそれぞれの状況に応じて活用することができます。

さらに、国際金融機関及び国際社会に対しては、公的な開発支援の取り組みの一環として、南南協力、南北協力、そして三角協力への資金援助や技術協力の推進、経験と実践内容の文書化と共有、あらゆるレベルの能力開発を通して、都市と国土計画を含む都市問題へのさらなる尽力が求められます。

11

都市と国土計画に係る 国際ガイドライン

A

都市政策と ガバナンス



Public space in Medellín, Colombia © Flickr/Eduardo F.

1. 原則：

- (a) 都市と国土計画は単なる技術ツールではなく、競合する様々な利害を解決する**統合的かつ参加型の意思決定プロセス**として、共有のビジョン、総合的な開発戦略、そして国、地域、都市の政策と連動するものです。

- (b) 都市と国土計画は、新たな都市ガバナンスの中核をなすもので、持続可能な都市化と質の高い都市空間の実現を目的として、**地方の民主化、参画と包括、透明性と信頼性**を促進するものです。

2. 政府は、他の各レベルの行政機関及び関連するパートナーと協力し、以下の役割を担う必要があります。

- (a) あらゆるレベルの都市と国土計画の基盤として、持続可能な都市化の模範となる、国の都市と国土政策の枠組みを作成します。これには、現在及び未来の居住者の適切な生活水準、経済成長と環境保護、市街地と他の居住区のバランスのとれた制度、低所得層の安定した土地保有を含むすべての市民の権利と義務の明確化などが含まれます。都市と国土計画は、政策を計画と実践に落とし込み、政策の修正に必要なフィードバックを提供する媒体として役立ちます。
- (b) 以下の点に配慮し、都市と国土計画の実効的な法制度の枠組みを整備します。
- (i) 都市と国土計画の策定にあたっては、経済計画とその期間及び国の部門別政策を考慮に入れ、国家計画の遂行においては、各市町村の重要な経済的役割を十分に反映させます。
 - (ii) 地域、都市、地方ごとに状況が異なるなかでも、空間的な一体感とバランスのとれた地域開発が必要であることを念頭に置きます。
 - (iii) 都市、大都市圏、地域、国の計画を相互に連携・調和させ、補完性の原理
- に則してボトムアップとトップダウンを適宜組み合わせることで、部門や規模にかかわらず一貫性のある相互介入を行います。
- (iv) 自治体間の計画の立案及び運用を調和させるため、総則と仕組みをつくります。
 - (v) パートナースhipと市民参加が政策上重要な原則であることを正式に表明し、一般市民（男女とも）、市民団体、民間セクターの代表が都市計画策定活動に関与することとします。計画する側は、これらの原則を実行に移すために積極的に支援し、幅広い協議の仕組みを作ることで、都市開発問題に関する政策対話を促します。
 - (vi) 土地、不動産市場の規制、及び建造環境と自然環境両方の環境保護に貢献します。
 - (vii) 都市と国土計画の実施と見直しを相互に行いやすくするための規制枠組みを策定します。
 - (viii) 投資を促進し、透明性を確保し、法規制を尊重して不正を防止するために、すべての関係者に公平な競争の機会を提供します。

- (c) 「分権と地方自治体強化に関する国際ガイドライン」に沿って、分権と自治体強化のための政策を規定、実施、モニタリングし、地方自治体の役割、責任、計画能力及び財源を強化します。
- (d) 適切な規制の枠組みと金銭的なインセンティブを設けることで、自治体間の協力の枠組みと多層的に結びついたガバナンス制度を促進し、複数の自治体及び大都市圏でつくる組織の設立を推進します。これにより、都市の計画・管理を適正な規模で行い、関連プロジェクトへの資金調達を確保します。
- (e) 地方自治体主導で計画を作成、承認、改訂することを定めた法案を国会に提出し、法的拘束力のある文書となる前に、他の政府機関が策定した政策との整合性を図ります。
- (f) 計画策定の規則や規制を実効的かつ機能的に施行できるように、地方自治体の強化と権限委譲を行います。
- (g) 都市計画専門家の関連組織やそのネットワーク、研究機関、市民団体と協力して、都市計画策定の方法、形態及び実践（その他の同様の取り決め）をモニタリングする機関を設置します。ここでは、国内の事例を記録、評価、統合し、ケーススタディを作成・共有し、一般市民へ情報を公開し、必要に応じて地方自治体へのサポートを行います。

3. 地方自治体は、他の行政機関及び関連するパートナーと協力して、以下の役割を担う必要があります。

- (a) 都市の計画と管理・運用を適正な規模で行うため、計画の作成において政治的リーダーシップを発揮し、各部門の計画や他の土地利用計画、近隣地域との連携と調整を図ります。
- (b) 計画を承認し、定期的な見直しと改訂（5年ごとや10年ごと等）を継続的に実施します。
- (c) 計画にサービス供給の仕組みを組み込み、住居、インフラ、サービスの開発と資金調達のために自治体間連携やあらゆる階層との協力を推進します。
- (d) 都市計画と都市管理を、計画（川上）と実践（川下）という流れに関連付けると共に、長期的な目的やプログラムと、短期的な管理活動や部門ごとのプロジェクトとの整合を図ります。
- (e) 策定した計画が、地方の政治的展望、国家政策、国際的な原則と連動するように、計画策定のために請われた専門家や民間企業を効果的に指導します。

- (f) 都市に関する法令が施行され実効的に機能していることを確実にし、非合法的な開発を防止するための措置を講じます。特に、危険地域や歴史的、環境的または農業的な価値のある地域に留意します。
- (g) 計画の施行について透明性のある評価を行い、短期及び長期のプロジェクトと計画に対してフィードバックや適切な是正措置を提供するために、複数の関係者がモニタリングや評価を行い、説明責任を有する仕組みを構築します。
- (h) 各都市の計画策定経験を共有し、政策対話と能力開発を促進するため都市間の協力を進め、国及び地方レベルでの政策や計画立案過程に地方自治体組織が参加するよう促します。
- (i) 参加型の仕組みを整備することで、コミュニティ、市民団体、民間セクターをはじめとする都市関係者が、計画の策定及び実践過程に効果的かつ公平に参加できるようにします。また、計画の実践、モニタリング、評価のプロセスに一般市民、特に女性や若者が関われるようにすることで、計画策定の全過程において彼らのニーズを考慮し、それに対応します。

4. 市民団体とその関連団体は、以下の役割を担う必要があります。

- (a) 計画の策定、実践及びモニタリングに参加し、地方自治体がニーズと優先事項を特定できるように支援し、可能な限り、既存の法的枠組みと国際的な合意に従いつつ、意見を述べます。
- (b) 計画に関する公開協議に、市民を代表する人々、特に低所得層及び脆弱層に属するすべての年代及びジェンダーの参画を促します。公平な都市開発を推進し、平和な社会的関係を促進し、都市の中でも最も開発が遅れている地域のインフラとサービスの開発を優先することを視野に入れます。
- (c) 社会のあらゆる層、特に低所得層及び脆弱層に属するすべての年代及びジェンダーが、コミュニティの公開討論や計画構想の場に参加し、地方自治体と連携してコミュニティの改善プログラムに携わることができるように、彼らの居場所を作り、参加を後押しします。
- (d) 非合法や投機的な都市開発、特に自然環境を危険にさらすものや、低所得層・脆弱層を強制退去させるような開発を防止するため、人々の意識を高め、一般からの意見を集めます。

(e) 政治的な変化や短期的な障害が生じたときでも、都市と国土計画の長期的な目的を継続できるように尽力します。

5. 計画の専門家と関連組織は、以下の役割を担う必要があります。

(a) 計画策定・改訂のすべての段階を通じて、専門技術及び知識を提供し、グループを動員して意見を求めることで計画を推進します。

(b) 包括的で公平な都市開発が推進されるよう、積極的に発言する役割を担います。包括的で公平な都市開発は、計画策定に様々な層の人が参加することによって実現するだけでなく、企画、デザイン、規制、条例などの具体的な内容を通じても推進することができます。

(c) 本ガイドラインの活用を推進し、各国地域が必要に応じて本ガイドラインを採用して、各々の状況に応じて適応させるよう意思決定者に助言します。

(d) 都市と国土計画に関する研究や知識発展に寄与し、本ガイドラインの提言に対する一般の人々の意識を高めるセミナーや協議会を開催します。

(e) 本ガイドラインの内容を大学や専門教育のカリキュラムに導入するために、教育訓練機関と協力して適宜調整及び検証したうえで、都市と国土計画に関するカリキュラムの見直しと開発を行います。また、能力開発プログラムにも貢献します。

B

持続可能な開発 に向けた都市と 国土計画



Pedestrians in Tokyo, Japan © Shutterstock/Thomas La Mela

都市と国土計画は様々な形で持続可能な開発に寄与します。都市と国土計画は、持続可能な開発の補完的な3つの側面である「社会開発と包括」「持続的な経済成長」「環境保護と管理」と密接に結びついたものでなければなりません。

この3つの側面を相乗的な形で統合するには、政治的な確約と、都市と国土計画のプロセスに携わるべき関係者全員を巻き込むことが必要です。

市民団体や都市計画専門家とその関連組織に期待される役割についての提言は、すでに前節Aの4 (p11) 及び5 (p12) で概略を説明しましたので、以降繰り返して説明はしません。

B1

都市と国土計画 及び社会開発



Market place at Onitsha, Nigeria © UN-Habitat/Alessandro Scotti

6. 原則：

- (a) 都市と国土計画は、現在及び未来の社会の**あらゆる人々の生活水準と労働環境を改善**することを第一の目的としています。また、都市開発のコストや機会、利益の**公平な分配**を実現し、特に包摂性に富み一体感のある社会の推進を確実にします。
- (b) 都市と国土計画は、未来へのなくてはならない投資です。また、**生活の質を改善し、文化遺産や文化の多様性を尊重した国際化**を推進し、多様なグループのニーズを把握するための必須条件となります。

7. 政府は、他の政府及び関連するパートナーと協力し、以下の役割を担う必要があります。

- (a) 市街地とそれ以外の居住区の住居と生活環境の進化をモニタリングし、社会的な結束と包摂の実現に向けた地方自治体とコミュニティの計画策定を支援します。
- (b) 貧困解消のための戦略を立案・実行し、雇用創出を支援し、すべての人が働きがいのある人間らしい仕事に就けるよう促し、移住者や避難民を含む脆弱層のニーズに対応します。
- (c) すべての人が、土地、インフラが整備された用地、住宅を入手できるように、先進の住宅融資システムの構築に貢献します。
- (d) 財務上の優遇措置、対象を絞った補助金の提供及び地方財政力の強化によって、地方自治体に権限を委譲し、都市と国土計画が社会的格差の是正と文化的多様性の推進に寄与することを確実にします。
- (e) 都市と国土計画策定において、文化及び自然遺産の特定、保全及び開発を一体的に促進します。

8. 地方自治体は、他の行政及び関連するパートナーと協力して、以下の役割を担う必要があります。

- (a) 以下の要素を組み込んだ計画を設計・推進します。

- (i) 基本サービスをすべての人に供給するための明瞭かつ段階的で優先順位を考慮した都市空間の枠組み
 - (ii) 特に低所得層や社会的な脆弱層の、現在及び未来のニーズに配慮した土地・住居の開発、及び交通手段の戦略的な方針と具体的な配置
 - (iii) 市街地における人権保障の実現を支援する方策
 - (iv) あらゆる階層の人にとって魅力的で利用可能なサービスや住居、雇用機会を提供するため、社会的混合及び土地の複合利用を促進する規制
- (b) 全地域へのアクセスを改善することで、社会的、空間的統合と包括を促進します。すべての居住者（移住労働者や避難民を含む）が都市の社会経済機会を享受し、都市のサービスと公共空間を楽しみ、その社会的文化的な生活に貢献できる都市を創出します。
- (c) 老若男女のニーズと視点に立脚し、すべての人にとってアクセスしやすい質の高い公共空間を提供し、既存の広場や街路、緑地やスポーツ施設などの公共空間を改善・活性化し、その安全性を確保します。こうした公共空間は、活気のある包摂的な都市生活にとって必要不可欠な基盤であると共に、インフラ開発の基礎であることを考慮に入れます。

- (d) 低所得地域、非正規居住区やスラム地区を改善し、都市構造に統合します。その際、居住者の暮らしに与える影響を最小限に抑え、強制退去や移住をできるだけ回避します。影響が回避できない場合は、影響を受けた人々に適正な補償を行います。
- (e) すべての居住者に安全で手頃な価格の飲用水と十分な衛生設備が行き届くことを保証します。
- (f) 土地所有権の保証と土地・不動産の管理制度を提供すると共に、低所得世帯に対する金融サービスの提供を促進します。
- (g) 複合土地利用を促進し、安全で快適に利用でき、手頃な価格で信頼性の高い交通システムを整備することで、生活圏と職場・商業エリア間の移動時間を短縮します。その際、場所によって土地や住宅価格が違ふこと、ならびに手頃な価格の住宅づくりを進める必要があることを考慮に入れます。
- (h) 安全、正義、社会的結束の基礎となる、都市の安全性、特に女性や子ども、高齢者、障害者をはじめとするすべての脆弱層の安全性を強化します。
- (i) 老若男女それぞれのニーズを特定し、ニーズに対応した都市空間やサービスを設計・実現し、活用することで、男女平等を確実に推進します。
- (j) 土地・不動産市場に影響を及ぼす措置により、低所得世帯や小規模企業が入手困難に陥らないよう保証します。
- (k) 都市文化の発展と社会的多様性の尊重は社会開発の一部であり、重要な空間的要素であることを認識し、屋内（美術館、劇場、映画館、コンサートホール等）及び屋外（路上アートやミュージカルパレード等）の文化的活動を奨励します。
- (l) 伝統的集落や歴史的地区、宗教的・歴史的な記念碑や史跡、遺跡、文化的景観などの文化遺産の保護と評価を行います。

B2

都市と国土計画 及び持続的な 経済成長



Place of United Nations in Casablanca, Morocco © Flickr/Hamza Nuino

9. 原則：

- (a) 都市と国土計画は、持続的かつ包括的な経済成長の触媒であり、新たな経済的機会、土地・住宅市場の規制、適切なインフラと基本サービスをタイムリーに提供することを**可能にする枠組み**を提供します。
- (b) 都市と国家計画は、持続的な経済成長、社会の発展、そして環境維持が相伴って、**あらゆる地域レベルの連携を向上させるため**の、強力な意思決定の仕組みです。

10. 政府は、他の行政及び関係機関と協力して、以下の役割を担う必要があります。

- (a) 産業、サービス、教育機関を適宜集積することで、相互に連携した多極的都市圏の開発を計画し、支援します。これは、近隣都市とその周辺地域において、専門性、相互補完性、相乗作用、規模の経済性と集積を高める戦略となります。
- (b) 民間セクターをはじめとする多様なパートナーと精力的な連携を図ることで、都市と国土計画が、都市空間と経済活動の調和、規模の経済性と集積、近接性と接続性を促し、生産性や競争力の強化と繁栄に貢献します。
- (c) 最適な流通網と持続可能な資源利用、及び自治体間の不健全な競争の防止を実現するために、自治体間の連携を支援します。
- (d) 都市と国土計画において、地方経済の発展と再建、雇用機会の拡大を目的とし、個人及び民間主導の取り組みを後押しする、地方経済開発政策の枠組みを作ります。
- (e) 地理的な制約と機会を考慮に入れ、国土全体と経済主体間の接続性を改善することを目的とした、情報通信技術政策の枠組みを作ります。

11. 地方自治体は、他の行政及び関連するパートナーと協力して、以下の役割を担う必要があります。

- (a) 基幹インフラの効率的な整備、移動手段の改善、都市交通網の構築を必須事項として盛り込んだ基盤作りが、主な役割であることを認識します。
- (b) エネルギー効率に優れ、気軽に利用できる都市交通を整備します。具体的には、安全性と信頼性の高い公共交通機関及び貨物輸送システムを整備しやすい環境を作ると同時に、自家用車の利用を最小限に抑えます。
- (c) 経済主体や居住者がデジタルインフラとサービスを不均衡なく安価で利用できる環境の拡大と、知識基盤社会の発展に寄与します。
- (d) 計画には、明確で詳細な内容を盛り込んだ投資計画を含めます。投資計画には、資金調達の展望（地方税、域内で生じる所得、信頼できる財源移動の仕組み等）と共に、公共及び民間セクターが資本、運営費、維持費を担うことで期待される貢献度合いも含めます。

- (e) 先進的なゾーニング制度（フォームベースドコード¹や性能規定型ゾーニング²）を活用して、土地市場を管理し、土地開発の権利を売買する市場や土地を担保にした融資などで都市への資金調達を行い、公共投資の一部を都市インフラやサービスへ適切に割り当てます。
- (f) 地方経済の発展を導き、支援します。特に、地方自治機関、協同組合、中小零細企業における雇用の創出と、産業とサービスの適切な空間的集約を図ります。
- (g) 安全で快適に利用できる効率的な街路ネットワークを整備し、十分な街路空間を確保します。高度な接続性と自動車以外の輸送システムを促進し、経済的な生産性の向上と地方経済の発展を促します。
- (h) 既存空間の活用又は拡張戦略により適度に密集した市街地をデザインし、規模の経済性を誘発し、移動の必要性和サービス提供費用を軽減し、費用効果に優れた公共交通システムを構築します。

¹ フォームベースドコード（form-based code）とは、用途の分離に主眼をおいた従来のゾーニングとは大きく異なり、都市空間の中で用途の異なる土地利用を推進しつつ、建物や公共空間の形態に一定の規制を設け、統一感のある都市づくりを行う手法。

² 性能規定型ゾーニング（performance-based zoning）とは、従来仕様規定と言われてきた各種斜線制限（採光・通風等に影響を及ぼす高さ制限）などの「外形基準」で判断せず、天空率などの「性能」で立地規制を行う考え方。

B3

都市と国土計画 及び環境



Aerial view of Shenzhen, China © Flickr/Yuan2003

12. 原則：

- (a) 都市と国土計画は、生物多様性や土地・天然資源を含む市街地の**自然及び建造環境を保全・管理し**、統合され持続可能な開発を実現するための**空間的枠組み**を提供します。
- (b) 都市と国土計画は、環境及び社会経済的な**レジリエンスを強化し**、**気候変動の緩和と気候変動への適応を促し**、自然災害や環境上のリスクに対する管理体制を改善することで、**人間の安全保障**の強化に貢献します。

13. 政府は、他の行政及び関係機関と協力し、以下の役割を担う必要があります。

- (a) 水、空気、その他の天然資源、農地、緑地、生態系、生物多様性の保全と、その持続可能な管理に関する基準と規制を設けます。
- (b) 都市と国土計画により、都市と農村の補完性を改善し、食の安全性を向上させ、都市間の関係と相乗性を強化し、都市計画と地域開発を関連付け、国をまたいだ地域を含めて都市と地方の結束を図ります。
- (c) 環境影響評価は、適切な手法と方法論を精査して普及させること、またインセンティブや規制措置を通じて推進します。
- (d) コンパクトなまちづくりを推進し、都市スプロール現象を規制・管理し、土地市場の規制と組み合わせた先進的な都市密集戦略を策定します。また、気候変動問題に効果的に対処するため、都市空間利用の最適化、インフラ整備費用と移動の必要性の軽減、そして都市圏の二酸化炭素排出量の制限を行います。
- (e) 都市と国土計画により、クリーンエネルギーへのアクセス向上、化石燃料消費量の削減、適切なエネルギーミックスの推進ならびに建築物や産業及び多様な輸送サービスのエネルギー効率化の観点から、持続可能なエネルギー供給サービスの必要性を認識し、その向上に取り組みます。

14. 地方自治体は、他の行政及び関係機関と協力して、以下の役割を担う必要があります。

- (a) 気候変動に対する緩和・適応の枠組みとして、また人間居住地区の中でも特に脆弱な地区や非正規居住区のレジリエンスを高める枠組みとして、計画を作成します。
- (b) エネルギー効率化を図り、再生可能エネルギー源へのアクセスと利用を拡大するため、効率的な低炭素都市のあり方と開発パターンを構築し、採用します。
- (c) 低リスク地区で基本的なサービスやインフラ・住宅整備を行い、高リスク地区住民の適正な場所への再定住化を図ります。なお、再定住化は、住民が自発的に参加する形でを行います。
- (d) 気候変動による結果と起こり得る影響を評価し、災害や危機に対して、主要な都市機能の継続を確保するための準備を行います。
- (e) 飲用水や衛生施設へのアクセス改善及び大気汚染や水質汚染の軽減のための行動計画として、都市と国土計画を活用します。

- (f) 生態学的価値や遺産としての価値が高い公共空間や緑地を特定、活性化、保全、創出し、その目的のために民間セクター及び市民団体ができることをまとめます。また、ヒートアイランドの発生を回避し、その土地の生物多様性を保護し、多機能な公共緑地（雨水を保持・吸収する湿地等）の創出を支援します。
- (g) 建造環境の質の低下原因を特定・認識し、活性化を図り、その資産を活用し、社会的意義を高めます。
- (h) 埋立地やリサイクル施設の配置など、固形及び液体廃棄物処理とリサイクルを土地利用計画に組み込みます。
- (i) サービス提供者、土地開発者及び土地所有者と協力し、土地利用と部門計画を密接に連携させ、水、下水道と衛生、エネルギーと電気、通信と輸送などのサービス間の部門を超えた連携と相乗作用を促進します。
- (j) インセンティブや罰則を通じて「環境に優しい建築物」の建設、改修、管理を推進し、その経済的な影響をモニタリングします。
- (k) 歩くことを奨励し、自動車以外の交通手段や公共交通機関の利用促進を考慮した街路を設計し、日陰を作り、二酸化炭素を吸収する街路樹を植えます。

C

都市と国土計画 の要素



Pedestrian street in Moscow, Russia © Flickr/Stary Arbat

15. 原則：

- (a) 都市と国土計画は、時間枠や地理的広がりを超えて、空間、制度、財政分野を統合したものでなければなりません。また、**コンパクトなまちづくりと地域間の相乗作用**を目的とし、**実効力のある規制に基づいた継続的で反復的なプロセス**であるべきです。
- (b) 都市空間計画は都市と国土計画の一翼を担うものであり、**様々なシナリオの検討に基づき、明確な政治的決断を促す**ことを目的とします。さらに、その政治的な決断を、物理的・社会的空間の変容を促し、**統合された市街地開発**を支援するための行動へと転換させるものでなければなりません。

16. 政府は、他の行政及び関係機関と協力し、以下の役割を担う必要があります。

- (a) 都市空間計画は、厳格な設計図ではなく、推進力と柔軟性のある仕組みとして利用します。都市空間計画は、市民が参加する形で策定しなければならず、市民が手に取りやすく、使いやすく、理解しやすいように、様々な形で提供されます。
- (b) 都市と国家計画の概念について一般の人々の意識を高め、その考え方を理解・受容するよう促します。都市と国家計画は、地理的な規模にかかわらず、成果物（計画及びそれに関連する規則、規制）及びプロセス（計画の検証、更新及び実践の仕組み）の両方として理解される必要があります。
- (c) 都市空間計画と規制を策定・改定する際の基盤として、人口、土地、環境資源、インフラ、サービス及び関連するニーズに関する情報データベース、登記簿、地図作成システムを構築し、維持管理します。地域が有する知識と最新の情報通信技術を活用し、地域や都市がそれぞれの状況に応じて活用できるシステムを構築します。
- (d) 都市と国土計画は、情報の更新、モニタリング、評価の一般的な段階を踏んで導入します。導入はできる限り法的措置を通じて行います。これらのシステムには、成果指標の導入や関係者の参加が必要不可欠です。
- (e) 適切に組織され、十分な資源を有し、継続的な能力開発を行う計画機関の整備を支援します。

- (f) 地方レベルで都市と国土計画の施行を支援するための、効果的な金融・財政枠組みを構築します。

17. 地方自治体は、他の行政及び関係機関と協力して、以下の役割を担う必要があります。

- (a) 明確な政治的意思を反映した、共通の戦略的な都市空間利用ビジョン（適切な地図情報に裏づけられたもの）ならびに合意に基づく目的を作成します。
- (b) 以下のような複数の空間要素を含む計画を構想し、明確に説明します。
 - (i) 人口統計、社会、経済及び環境トレンドの徹底的な分析に基づく一貫した開発シナリオでは、土地利用と輸送機関の重要な連携を考慮に入れます。
 - (ii) 都市空間計画は、ニーズの高さと適切な実現可能性調査の結果に基づき、優先順位を明確に定め、適切なスケジュールに沿って段階的に実行します。
 - (iii) 都市の成長規模の予想を反映した都市空間計画においては、成長の規模に応じ、適度な人口密度を確保するため、都市拡張、都市再生、再開発の計画を策定し、利便性と接続性に優れた街路及び質の高い公共空間の整備を行います。

- (iv) 環境条件に立脚し、生態学的に重要な地域や災害が起こりやすい地域の保全を優先した都市空間計画では、特に、土地の複合利用、都市の形態と構造、移動手段とインフラ開発に重点を置き、予期せぬ展開に備えて柔軟性を確保します。
 - (c) 制度上の取り決め、参加とパートナーシップの枠組み、関係者間の合意の取り方を設定します。
 - (d) 計画策定過程において、情報を提供し、提案、計画、成果物の厳密なモニタリングと評価を可能にする知識基盤を確立します。
 - (e) 地方の能力を強化するため、以下の人的資源開発戦略を策定します。必要に応じて、他の行政部門から支援を受けます。
 - (f) 具体的方策は以下の通りです。
 - (i) インフラ整備には土地が必要であり、土地の価値に直接的な影響を及ぼすため、土地利用とインフラの計画・施行では地理的な位置を考慮し、調整します。
 - (ii) インフラ整備計画では、特に、公共サービスとリスク軽減に直結する幹線網の整備、街路網の接続性の向上、交通規制と交通の流れの円滑化、デジタル通信網の整備に取り組みます。
 - (iii) 制度面と財政面の密接な連携を図ります。そのために、参加型予算、官民パートナーシップ、多角的な資金調達の方法など、適切な実施の仕組みを構築します。
 - (iv) 都市の拡張、整備、再生、活性化プログラムでは、既存の都市の形状及び形態を十分に考慮します。
- 18. 市民団体とその関連組織は、以下の役割を担う必要があります。**
- (a) 都市計画の全体ビジョンの作成とプロジェクトの優先順位付けに参加します。この参加プロセスには、すべての関係者の協議が必要であり、市民に最も近い自治体主導で行います。
 - (b) 土地利用計画と規制を推奨します。特に、社会的及び空間的包括性、低所得層のための土地貸借保証、適正な賃借料、適切な密度、土地の複合利用と関連するゾーニング制度、利用しやすく十分な公共空間、重要な農地及び文化遺産の保護、土地保有権、土地登記システム、土地取引及び土地を担保にした融資に関する先進的な方策を推進します。

19. 都市計画の専門家とその関連組織は、以下の役割を担う必要があります。

- (a) 総合的で参加型の戦略的計画を推進するため、新たなツールを開発し、国境や部門を超えた知識移転を図ります。
- (b) 政治的判断ができるように、見通しや予測を計画案やシナリオに盛り込みます。
- (c) 各段階、部門、計画規模の間の相乗効果を明らかにし、維持します。
- (d) コンパクトなまちづくりと国土の一体化を促すための革新的な解決策を推奨します。また、都市の貧困やスラム問題、気候変動、災害レジリエンス、廃棄物管理など、既存または新規の都市問題に対する解決策を提唱します。
- (e) 脆弱層や不利な境遇にある集団、先住民への権利付与を後押しします。研究成果に基づく計画策定の方法を構築し、提唱します。

D

都市と国土計画 の実施と モニタリング



Street in New York, USA © Flickr/Stefan Georgi

20. 原則：

- (a) 都市と国家計画をあらゆる規模で適正に実施するには、**政治的リーダーシップ**と適切な**法制度の枠組み**、**効果的な都市管理**、**協調性**、**合意形成の方策**、現在及び未来の問題に首尾一貫した効果的対応を行うことによる無駄や重複の削減が必要です。
- (b) 都市と国土計画の効果的な実施と評価には、特に、**継続的なモニタリング**、**定期的な調整**、各レベルの**十分な能力**ならびに**持続的な資金調達**の仕組みと技術が必要です。

21. 政府は、他の行政及び関連するパートナーと協力し、以下の役割を担う必要があります。

- (a) 基本的な計画施行ツールとしての法規制を維持します。法規制が実用的であり、法的拘束力があることを確認するため、定期的に改善の余地がないか評価を行います。
- (b) すべての居住者、土地及び不動産開発者、サービス供給者が法を遵守しているか確認します。
- (c) 計画を施行するパートナー間の責任の所在を明らかにし、対立を解決する仕組みづくりを促します。
- (d) 都市と国土計画の施行を評価し、地方自治体に、インフラ不足解消のための財政補助と技術的サポートを行います。
- (e) 都市と国土計画に関連するすべての専門分野の高等教育水準を高め、都市計画の専門家や都市管理者のための実地訓練の機会を提供するため、教育及び訓練機関が都市と国土計画策定に関与することを推奨します。
- (f) 都市と国土計画の施行、調整、課題解決の各段階のモニタリングと報告を促します。また、都市計画の専門家、市民団体、及びメディアが関与する民主政策の一環として、都市・国土データ及び統計を公開し、自由に閲覧できるようにします。

(g) 計画策定、施行及び都市管理の重要な改善策として、都市間協力を通して、各都市の経験が相互に活用できるよう促します。

(h) 都市と国土計画のモニタリング、評価、責任制度を策定し、確立します。実施過程と結果の両方の進行状況を追跡する指標ならびに市民審査に基づく量的及び質的な情報と各種分析を組み合わせます。こうした国内及び地域の制度に基づく国際的な実績の共有制度も構築します。

(i) 都市と国土計画の実施を技術的に、また社会的に支援するため、環境に配慮した技術、データ収集のための地理空間技術、情報通信技術、住所確認システム、土地及び不動産登記システム、ならびにネットワーク化と知識共有を促進します。

22. 地方自治体は、他の行政及び関連するパートナーと協力して、以下の役割を担う必要があります。

(a) 計画で定めた各活動を実施するためのリーダーシップとパートナーシップの機能を明確にし、自治体間を含めた責任（部門と行政区分の両方）の内容を調整するため、効率的で透明性の高い制度を採用します。

(b) 財政的な持続可能性と社会的な適正価格を確保するため、現実的な資金調達シナリオを選択します。このシナリオは、段階的に

増額する財政計画を促進し、予想される投資資源（予算内外、公共または民間、その他）及び、資源の創出や費用回収の仕組み（補助金、融資、給付金、寄付、使用料、土地を担保にした利率、税金）についても明確にします。

- (c) すべての公的機関からの公的資源の割当てが、計画で特定されたニーズに比例し、また他の資源を有効活用するように計画されているかを確認します。
- (d) 必要に応じて新規の財源を探し、検討し、評価し、執行します。
- (e) すべての人々が基本サービスへアクセスできることを目的とした国際ガイドラインに従い、ここで指定された適切な法枠組みの中で、タイムリーな民間投資と透明性のある官民パートナーシップを呼びかけます。
- (f) 計画の施行を追跡し、定期的に進捗状況进行评估し、戦略的な提言を行うため、特に民間セクターと地域社会が参加する、多様な関係者による会合を設立し、支援します。
- (g) 地方レベルで、各種訓練、事例に基づく情報交換、専門技術や知識の移転ならびに組織的再検討を通して、計画、デザイン、管理及びモニタリングの各分野の組織開発及び人的能力開発を推進します。
- (h) 計画施行過程のあらゆる段階で、情報公開、教育、市民動員を支援し、計画のデザイン、モニタリング、評価及び定期的な調整への市民団体の関与を促します。

23. 市民団体とその関連組織は、以下の役割を担う必要があります。

- (a) 関連する委員会や制度に住民を動員し、パートナー組織と提携し、都市の低所得層を含む人々が抱える問題について声を上げることで、計画施行に積極的に貢献します。
- (b) 施行段階で明らかとなる問題や機会について当局にフィードバックし、必要な調整や是正措置について提言します。

24. 都市計画の専門家とその関連組織は、以下の役割を担う必要があります。

- (a) 様々な計画の施行に技術的な助言を行い、都市空間データの収集、分析、活用、共有及び普及を支援します。
- (b) 政策決定者と地方のリーダーを対象に、都市と国土計画の問題、特に、継続的かつ長期的な実行の必要性と責任感を培うことを目的とした講習会を計画し、開催します。
- (c) 実経験から学び、意思決定者へ現実に即したフィードバックを提供するため、実地訓練を行い、計画の施行に関連する研究を応用します。
- (d) 市民を広く参画させるため、教育・啓蒙用の計画策定モデルを作成します。

付録：管理理事会決議(25/6)

都市と国土計画に係る国際ガイドライン

管理理事会は、

理事会が国連ハビタットの事務局長に対して、常駐代表委員会との協議の上、コンパクトで社会的包摂性に富み、統合的で接続性に優れた、持続可能な都市と国土の建設を目指して、政策、計画、デザインを改善するために、必要に応じて利用できる法的拘束力のない国際的枠組みを提供する、都市と国土計画に係る国際ガイドラインの起草を始めるよう、また、第25回管理理事会にて本ガイドライン草案を管理理事会に提出し承認を求めるよう要請した、包括的で持続可能な都市計画に関する、また、都市と国土計画に係る国際ガイドラインの起草に関する2013年4月19日の国連ハビタット管理理事会決議(24/3)を想起し、

都市と国土に係る国際ガイドラインの開発の進捗状況を強調した、事務局長報告書¹を考慮し、

国連人間居住会議(ハビタットII)の成果と、国連ハビタットの強化に関する2012年12月17日の国連総会決議(67/216)を想起し、

2012年6月20日から22日にブラジルのリオデジャネイロで開催された、持続可能な開発会議の成果文書「我々の求める未来」²を想起し、地方自治体の支援、市民の意識向上、そして低所得層を含む都市居住者の意思決定への参加促

進等によって、この成果文書が持続可能な都市と都市の居住地の計画と建設に向けた統合的な取り組みを推進する責任を再確認し、

2009年4月3日の決議(22/8)で採択された「全ての人々に基本サービスを提供するための国際ガイドライン」と、2007年4月20日の決議(21/3)で採択された「分権と地方自治体強化に関する国際ガイドライン」、及び「都市と国土計画に係る国際ガイドライン」との一貫性と補完性を認識し、

「都市と国土計画に係る国際ガイドライン：優良事例集の編纂に向けて」³と題した事務局の覚書を確認し、都市と国土計画に係る国際ガイドラインの起草に情報を与えた、様々な状況や計画規模の経験から得られた教訓に留意し、

都市と国土計画に係る国際ガイドラインに関する協議のプロセスや起草支援のための、フランス政府及び日本政府による財政支援に感謝を持って留意し、

国連ハビタットの主導的役割と、常駐代表委員会、国連ハビタットの地域事務所、そして都市と国土計画に係る国際ガイドラインの起草と策定において包括的な協議プロセスを通して貢献してきた加盟国や地方自治体の国際協議会に推薦された専門家の貢献に感謝の意を表し、

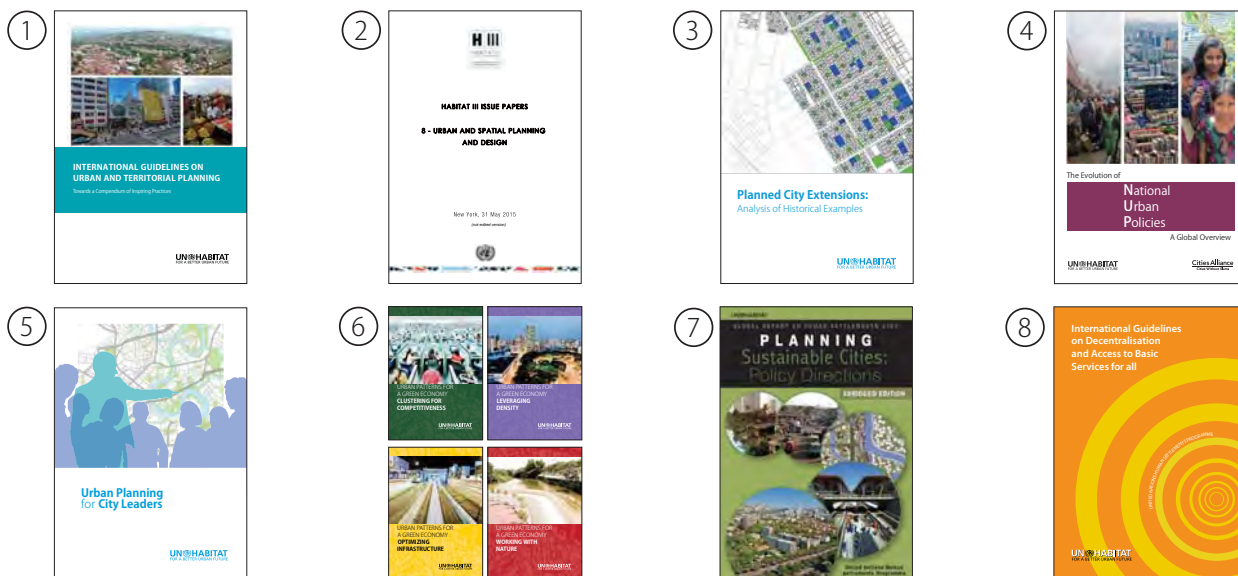
¹ 管理理事会決議(25/2)(HSP/GC/25/2/Add.6)

² 国連総会決議(66/288)付録

³ 管理理事会 情報シリーズ(HSP/GC/25/INF/7)

1. 持続可能な開発の達成に向けて利用され得る貴重な指針として、事務局長報告書 19 第 II 項に提示された都市と国土計画に係る国際ガイドラインを承認する。
2. 加盟国が各々の状況、ニーズ、そして優先事項によって、必要に応じて国の都市政策と都市と国土計画の枠組みを策定、検討、実施し、かつ、本ガイドラインに要約された都市と国土計画の基本原則を考慮するよう奨励する。
3. また、加盟国が地方自治体及び市民社会を含む他の利害関係者と、都市と国土計画の基本原則の促進と改良に向けて共働し続けることを奨励する。
4. 本ガイドラインに関心のある加盟国がこれを利用し、必要に応じて各々の国や国土の状況に合わせて適用し、ガイドライン実施のための支援の一環として、さらなるツールや評価指標の開発を行うことができるよう、国際的な金融機関及び開発機関に対し支援を求め、また戦略的計画と隔年事業計画の中で事務局長に要請する。
5. 事務局長に対して、他の国連機関、地域の経済委員会、開発銀行、加盟国、地方自治体及びその関連機関、関連する国際的な専門家組織、非政府組織、そして他のハビタットアジェンダ関係者とパートナーシップを発展させ、本ガイドラインの地方、国、及び地域の状況への適用及び利用に関して、能力やツール開発を通して支援することを要請する。
6. 加盟国及び連携機関が、政府のあらゆるレベルで国連ハビタットの都市と国土計画に係る将来の事業を支援し、特に都市と国土計画に係る国際ガイドラインの利用を促進するよう奨励する。
7. 事務局長に対して、加盟国と他の関連する利害関係者と十分に協議の上、第 26 回理事会にて本決議事項の実施の進捗状況を報告するよう要請する。

他の参考文献



1. **International Guidelines on Urban and Territorial Planning: Towards a Compendium of Inspiring Practices** (2015)

都市と国土計画に係る国際ガイドライン：優良事例集の編纂に向けて

この文献は、ガイドライン作成特別専門家会合及び関連グループによって編纂された、都市と国土計画に関わる26の国際事例によって構成されています。意欲的で、独自の工夫と創意に満ちた代表的な事例の数々から、都市と国土開発において共通する課題が見えてきます。都市と国土計画によって、いかにして国や地域がさらに持続可能な開発に向かって変貌を遂げているかがわかる成功事例を紹介しています。

2. **Habitat III Issue Paper 8 - Urban and Spatial Planning and Design** (2015)

3. **Planned City Extensions: analysis of historical examples** (2015)

4. **Evolution of National Urban Policies : a Global Overview** (2014)

5. **Urban Planning for City Leaders** (2013)

6. **Urban Patterns for a Green Economy:** (2012)

- a) Clustering for Competitiveness
- b) Optimizing Infrastructure
- c) Leveraging Density
- d) Working with Nature

7. **Global Report on Human Settlements: Planning Sustainable Cities** (2009)

8. **International Guidelines on Decentralisation and Access to Basic Services for all** (2009)

各文献は国連ハビタットのウェブサイト www.unhabitat.org からダウンロードできます。

都市化において、計画は何をおいても必要なものです。急激な都市化により、2050年には10人中7人が都市居住者となると言われています。誤った政策、計画、デザインにより、人と様々な活動が都市空間の中で適切に配置されず、その結果、スラムの拡大、人口過密、基本的サービスの欠如、環境破壊、そして社会的格差や人種的分離という問題が生じています。

「都市と国土計画に係る国際ガイドライン」は、都市と国土計画の体制を検討するにあたって、意思決定者や都市専門家にインスピレーションを与え、方向を示す羅針盤となります。本ガイドラインは、政府、地方自治体、市民団体、そして都市計画の専門家に、コンパクトで社会的

包摂性に富み、持続的、統合的で接続性に優れた都市を建設するための国際的な参考枠組みを提供するものです。それにより、持続可能で気候変動にレジリエンスのある都市の開発を促進します。

「都市と国土計画に係る国際ガイドライン」には有力な証拠、優良事例、そして様々な地域と状況の中から得られた教訓に基づいた、12の主要原則と行動指向の提言が盛り込まれています。本ガイドラインは、計画には統合された方策が必要だと強調し、都市政策とガバナンス、持続可能な開発、計画の構成、そして計画実施とモニタリングの機能について論じています。

HS Number: HS/059/15J

UN  **HABITAT**

United Nations Human Settlements Programme
P.O. Box 30030, Nairobi 00100, KENYA
Telephone: +254-20-7623120, Fax: +254-20-7624266/7
Email: infohabitat@unhabitat.org

www.unhabitat.org



都市と国土計画に係る国際ガイドライン

優良事例集の編纂に向けて

特別専門家会合メンバーDr. Mohamed El Mati (1951-2014) を追悼して

謝辞

2015年4月

United Nations Human Settlements Programme (UN-Habitat)
P. O. Box 30030, 00100 Nairobi GPO KENYA
Tel: 254-020-7623120 (Central Office)
www.unhabitat.org

コーディネーター：Remy Sietchiping, Raf Tuts

タスクマネージャー：Kamel Bouhmad

著者：Luc Aldon, Serge Allou, Sahar Attia, Brigitte Bariol-Mathais, Kathryn Bryk Friedman, Wayne J. Caldwell, Ronald Chimowa, Irena F. Creed, Alexis Doucet, Michael Elliott, Imam Ernawi, Rose-May Guignard, Sara Hoeflich, Alexey Kozmin, Yvonne Lynch, Josep Maria Llop, Marianne Malez, Mohamed El Mati, Hilde Moe, André Mueller, Shi Nan, Shipra Narang Suri, Toshiyasu Noda, Anne Pons, Elke Pahl-Weber, Hassan Radoine, Virginie Rachmuhl, Maria Regina Rau de Souza, Jori Scheers, Rashid Seedat, Elkin Velasquez, Honyang Wang

寄稿者・査読者：Daniel Biau, Kamel Bouhmad, Thamara Fortes, Flávio Gonzaga Bellegarde Nunes, Paulius Kulikauskas, Christine Platt, Remy Sietchiping, Rebecca Sinclair, Bruce Stiffler, Javier Torner, Raf Tuts

デザイン・レイアウト：Thamara Fortes

財政・技術支援：フランス政府、日本政府、スウェーデン国際開発協力庁

2016年3月 日本語版発行 発行者：国連ハビタット福岡本部（アジア太平洋担当）

表紙カバー写真（上、右下、左下）：

Tbilisi, Georgia © Flickr/miss_rubov
Sendai, Japan © Flickr/Luiz Rodriguez
Douala, Cameroon © Flickr/The Advocacy Project
Focus group discussion in China © Flickr/Sistak

26事例カバー写真（上、右下、左下）：

Melbourne, Australia © Flickr/Sam Gao
Ahmedabad BRT, India © Flickr/Meena Kadri
Medellin, Colombia © Flickr/Squiggle

付録カバー写真（上、右下、左下）：

Portland, USA © Flickr/Jeff Gunn
Sorsogon, Philippines © Flickr/Andy Nelson
Warwick Junction, Durban, South Africa © Caroline Skinner

目次



概要	ii
序文	1
根拠と目的	1
範囲と方法	1
構成と書式	2
未来への提言	2
事例から得られた主な教訓	3
統合的な政策策定と施行の仕組み	3
抜本的な再生戦略	4
環境計画と管理	5
コンパクトで接続性のある都市づくりに向けた計画	5
包括的で参加型の計画策定	6
26の事例 （英語表記のアルファベット順で掲載）	7
Argentina and Mozambique アルゼンチン、サンタフェとモザンビーク、ニアサ州リシंगा － 基本計画の技法を用いた中継都市の潜在能力を活用	8
Australia オーストラリア、メルボルン － 大都市の緑化	9
Belgium ベルギー、アントワープ － 港湾地区－公害の元凶となっていた港を社会経済の中心地へと転換	10
Brazil ブラジル、ポルトアレグレ － 住民参加で発展の潜在力を解き放つ	11
Burkina Faso and Cameroon ブルキナファソ、ワガドゥグーとカメルーン、ドゥアラ － 共通のビジョンの力	12
Canada カナダ、トロント大都市圏 － 先進的な計画立案で長期的な食糧安全保障を確保	13
China 中国、深圳 － 漁村から経済の中心地へ	14
China 中国、長江デルタ － 統合的な地域計画が持つ変革の力	15
Colombia コロンビア、メデジン － 社会的都市化でメデジンを再生	16
Egypt エジプト、大カイロ都市圏 － 空港跡地の再生で社会的包摂と接続性を実現	17
Europe ヨーロッパ、ライプチヒ憲章 － 普遍的な持続可能性のための国を越えた協力体制	18
France フランス、リヨン － 社会的包摂と生活の質の向上に向けた大都市計画	19
France and Germany フランス、ストラスブールとドイツ、ケール － 地域振興をもたらす国境を越えた都市プロジェクト	20
Germany ドイツ、ライン・ルール大都市圏 － 工業都市からの都市再生	21
Haiti ハイチ、ポルトープランス － 被災後の都市計画の価値	22
India インド、アーメダバード － 交通戦略による利便性、接続性、包摂社会の実現	23
Indonesia インドネシア、スラバヤ － グリーンコミュニティ開発を進める都市	24
Japan 日本、福岡 － コンパクトで暮らしやすいまちづくり	25
Morocco モロッコ、カサブランカ － 新市街地の拡充による都市圧力の緩和	26
Norway ノルウェー、ベルゲン － 未来の包括的な気候変動適応対策に取り組む都市	27
Russia ロシア シベリア連邦管区、クラスノヤルスク － 新都市計画パラダイムを通じた国際都市建設	28
Russia ロシア、エカテリンブルグ － 都市の土地改革を通じた利害対立の軽減策	29
South Africa 南アフリカ、ハウテンシティリージョン － 経済発展に向けた州の統合	30
United States of America 米国、チャタヌーガ － 参加型計画策定による経済再生	31
United States of America and Canada 米国及びカナダ、五大湖・セントローレンス川流域 － 国境を越えた課題に対する革新的な対応	32
Zimbabwe, Mozambique and South Africa ジンバブエ、モザンビーク及び南アフリカにまたがるセンウェ・ツィピセ自然回廊 － 国境を越えた環境保護のための地域連携	33
付録	34
付録 1：「都市と国家計画に係る国際ガイドライン」概要リーフレット	35
付録 2：福岡メッセージ	39
付録 3：事例リスト	40
付録 4：特別専門家会合メンバーリスト	41
国連ハビタット関連用語	42

概要

国連ハビタットは、管理理事会決議（24/3）を受け、「都市と国土計画に係る国際ガイドライン」を起案するため、同ガイドラインの構成・内容・文言を進言する特別専門家会合を設立しました（付録4の特別専門家会合メンバーリストを参照）。2013年4月の管理理事会以降、計3回、特別専門家の会議が開催され、ガイドラインと優良事例集の内容について慎重に審議が進められました。こうした包括的な協議により、国連ハビタット第25回管理理事会に提出するためのガイドライン最終案がとりまとめられました（付録2の福岡メッセージを参照）。

本事例集は、ガイドライン本編の内容を補完するために、現在編纂過程にある優良事例からの抜粋となります（2015年3月31日時点までに集められた事例リストは付録3を参照）。本事例集は、特別専門家会合のメンバーとその関連組織が世界26の事例をまとめたものです。

いずれも創意工夫に満ち野心的かつ独創的な方法で都市と国土開発に共通の問題に取り組んでおり、都

市と国土計画により、持続可能な開発の実現に向けた国や地域の再生が可能であることを示す好例となっています。

また、この事例集は、ガイドライン本編で提唱された主要原則の重要性を裏付けるものでもあります。ここに挙げたすべての事例が、先進の政策とガバナンスを採用し、大局的な開発目的と空間計画を統合し、都市や地域の経済、社会、環境にプラスの影響を与える協調的な計画実践を行うことにより、都市と国家計画の4つの大きな柱を具現化したものとなっているからです。

本事例集は4つの内容で構成されています。概要・序文では、本書の背景、範囲、方法及び構成について論じています。続いて、各事例から得られた主要な教訓を要約し、未来に向けた提言を行っています。次に、26の事例を国名の英語表記のアルファベット順で掲載しています。そして最後に、付録として参考文献、補助文献を列挙しています。



Ouagadougou, Burkina Faso © Wikipedia/United Nations Places

序文

根拠と目的

国連ハビタット管理理事会は、常駐代表委員会との協議のうえ、管理理事会決議（24/3）においてハビタット事務局長に対し以下の要請を行いました。

- 「コンパクトで社会的包摂性に富み、統合的で接続性に優れた、持続可能な都市と国土の建設を目指して、政策、計画、デザインを改善するための国際的枠組みを提供する、**都市と国土計画に係る国際ガイドラインを起案し、国連ハビタット第25回管理理事会に提出して承認を得ること**」（OP4）
- 「国連ハビタットの地域事務所、各国政府、地方自治体の国際組織（都市・自治体連合など）、関連する国連機関、国際金融機関、開発当局、関連する国際専門家協会及びハビタット専門家フォーラム（都市と国土計画専門家の国際学会など）、非政府組織ならびにその他、国内外の関係者との**包括的協議を重ねた**うえで、置かれている状況や規模も異なる優良事例からの学びや教訓に基づき、都市と国土計画に係る国際ガイドラインの草案をとりまとめること」（OP8）

優良事例集は、同ガイドラインの主要原則に挙げられた諸条件や、実施することで得られる利益について事例を通して解説すると共に、健全な都市と国土計画の影響を、関連する事実、数値、具体例で提示するものです。

範囲と方法

本事例集に掲載されている事例は、理事会加盟国や国際専門機関から推薦された国際的な専門家によって執筆されています。**本事例集は、世界の様々な規模の都市・地域の優れた参考事例を文書化する大きな取り組みの一つの成果です。**この取り組みは現在進行形で、今後公開される予定です。現時点までに専門家が提出した46の事例リストを付録3に掲載しています。ここでは、アフリカ、アメリカ、アジア、オセアニア、ヨーロッパの、国境を超えた事例、国、大都市、都市、そして地区レベルの事例が含まれています。

さらに、各事例をまとめる際の指針を以下の通りに決めました。

- 都市と国土計画がもたらした具体的な影響を提示する。
- 結果と効果の要因となった歴史的背景を示す。
- 統合的な都市計画の取り組みを具体的に説明する。
- ガイドラインの主要原則に従うことで得られた利益を示す。

最後に、ここに掲載する事例は、**地理的なバランスに配慮すると共に、決議（24/3）で提示された「持続可能で気候変動にレジリエンスがあり、コンパクトで社会的包摂性に富み、統合的で接続性に優れた都市と国土の建設」という主題に合った取り組みであることを基準としました。**



Emscher Landscape Park Rhine-Ruhr, Germany © Flickr/dysturb.net

構成と書式

26の事例は国名の英語表記のアルファベット順に掲載しており、著者の氏名と組織名を記載しています。説明部分は各優良事例の概略を短くまとめています。各事例の構成は以下の通りです。まず、計画介入が必要となった理由を説明する背景部分から始まり、次に計画の実践過程、具体的には計画の形成と施行の過程に続きます。このなかで、携わった関係者、意思決定過程、政策、計画及び用いた戦略について詳細に記載しています。最後の段落では、計画実践の成果と影響について検証します。ここでは優れた業績をアピールすると共に、計画実践で不十分な点が認められれば、それについても言及するものとなりました。

未来への提言

この優良事例集は、知識と経験を共有するグローバルなネットワークの起点となる取り組みです。意思決定者は、この基盤を利用して、自国の開発問題についてより賢明な決定を下すことができます。ここに掲載した26の事例は、今後さらに多くの画期的な都市と国土計画の実践例が集積されて大きく展開していく優良事例集の序幕ともいえるものです。集積された事例は、主要な開発テーマやガイドラインの原則に関連する事例のデータベースとしてまとめられ、オンラインで公開されると共に、このように冊子として刊行します。これらのツールは、意思決定者、計画担当者、地域社会が将来の持続可能な都市と国土開発を構想するにあたって手がかりを与えるものとなるでしょう。

このガイドラインが承認された後、国連ハビタットは、ガイドラインの活用を検討している地域・国・都市を支援します。優良事例集はガイドラインと併せて、都市と国土計画の枠組みを見直す際に構想の手がかりを与えることを目的としています。また、このガイドラインは、2016年に開催される第3回国連人間居住会議（ハビタットⅢ）や、ポスト2015開発アジェンダ、気候変動枠組み条約の第21回締約国会議（COP21）などのグローバルアジェンダ策定段階で、実質的な情報提供ツールとして役立つでしょう。



Shenzhen, China © Flickr/G P

事例から得られた主な教訓

本事例集に掲載している事例は多種多様な状況での計画の経験を文書化しているため、その成果や教訓は多岐にわたります。そのなかで、持続可能な都市と国土開発の実現に必要な主な教訓として**次の5つが挙げられます**：(1) **統合的な政策策定と施行の仕組み** (2) **抜本的な再生戦略** (3) **環境計画と管理** (4) **コンパクトで接続性のある都市づくりに向けた計画** (5) **包括的で参加型の計画策定**

様々な規模で行われた都市計画と開発の集積を反映した事例から引き出されたこれらの主要な教訓は、地域、地方、国レベルから国境を越えたレベルまでのあらゆる規模で適用可能なものになっています。



Rabat, Morocco © Flickr/Christopher Rose

統合的な政策策定と施行の仕組み

都市政策や計画の施行は、社会的発展と経済的発展のバランスをとりながら、都市の行政システムを改善・強化する効果的な方法です。政策形成を効果的に行うには、現在そして将来のニーズを見据えた長期的な軌道予測が必要です。どのような地域の都市空間開発においても、縦と横の連携が取れた統合政策を用いることが不可欠であると実証されています。統合された政策により、将来の成長を導き、政治動向に影響を及ぼし、共通の開発ビジョンを通じて戦略的な方向付けを提供することが可能になります。

現在、**中国**の主要経済都市に数えられるようになった**長江デルタ**は、将来を見据えた政策の力で大きな経済的成長を遂げた事例のひとつです。**深圳**は戦略的に経済特区に指定されたことで、小さな漁村から近代的な大都市へと変貌を遂げました。効果的な総合計画により、地域のバランスが取れた開発が進み、すべてのエリアで充実したインフラ整備が進められ、雇用機会と緑地広場が確保されています。

同様に、**モロッコ**や**南アフリカ**の**ハウテン**、そして**欧州連合 (EU)** では、地域開発と経済開発がバランスよく、それぞれ都市、地域及び国を越えたレベルの開発政策に組み込まれています。どの事例でも、都市計画と部門間協力により、社会的分離やスラム状態の解消を目指し、生産性と交通の利便性を高めることで経済効果の向上を実現しています。代表例となるハウテンシティリージョンでは、先進の開発政策を用いて、縦と横の組織レベルで開発目標の統合を図っています。

ハイチの**ポルトープランス**と**ノルウェー**の事例では、災害管理体制を改善し、気候変動リスクを緩和するうえで、都市と国土計画の活用が有効であることが示されました。この2つの事例では、政府と民間そしてNGOの連携が、都市のリスクへのレジリエンス強化に貢献しました。ノルウェーでは、先進的な都市・環境政策の実現のため、様々な関係者を巻き込むことで、気候変動に対する行動計画と適応計画の標準化につながり、気候変動対策が強化されました。

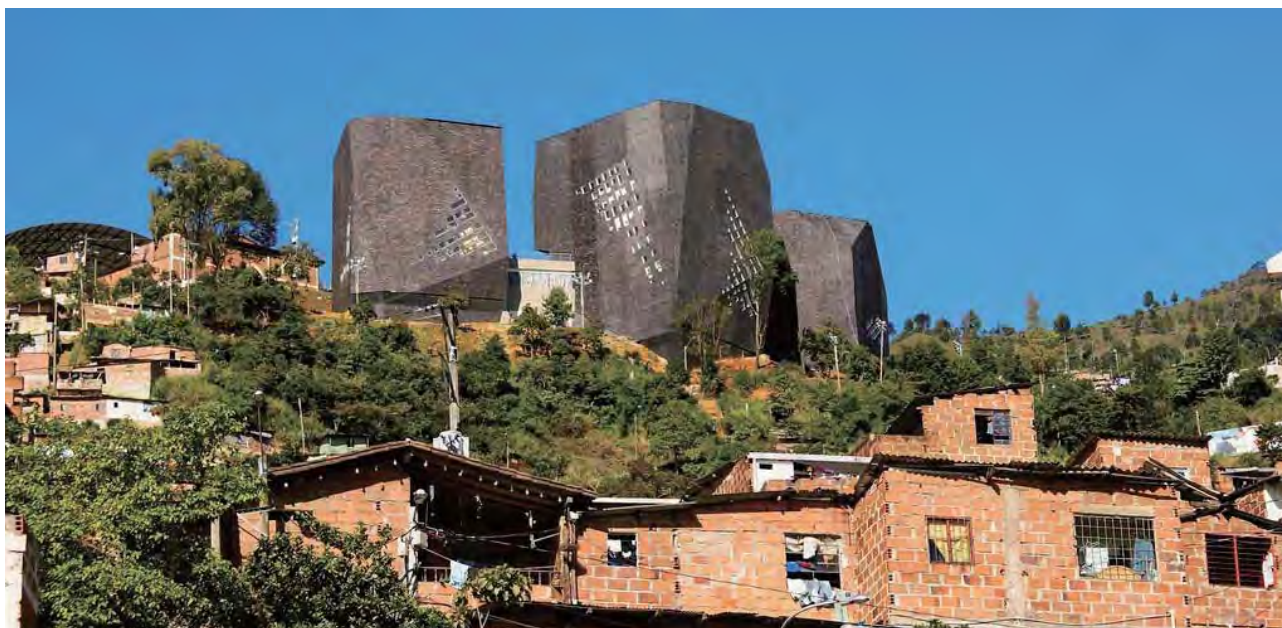
抜本的な再生戦略

経済、社会、環境に関する課題が山積すると、人口減少や社会不安が生じ、都市は衰退します。都市と国土計画は、地域を基盤としたプロジェクトから成る長期的な計画戦略を通じて、都市改革の強力な推進力となります。経済活性化、社会機構の再建、自然環境の改善を視野に入れて都市再生計画を立てることは、地域的及び世界的な環境の変化に対応できるまちづくりに向けた積極的な取り組みとなります。また、都市再生の実現には、複合的な都市の問題に対応する革新的な取り組みを行う、強力で先進的なガバナンス機構も有効な手段となります。

フランスのリヨンとコロンビアのメデジンでは、社会的排除を克服する上で都市と国土計画戦略が功を奏しています。この両事例は、社会的に排除されていた地域を統合し、社会的な一体感を取り戻すことに成功しています。この成功は、都市総合計画や様々な戦略を通して、都市の異なるエリア同士のつながりを形成し、社会的包摂や参加を促進するための公共空間を提供したことで実現しました。特にメデジンでは、都市開発の手法を変革したことが、殺人や犯罪の発生率の低下に間接的ながらも大きく貢献し、結果的に経済成長率が好転しました。これは、親しみやすく社会的に統合されたまちづくりのために、小規模な都市開発プロジェクトを活用して、犯罪多発地区を都市の中に統合させた成果と言えます。

産業構造の変化による急速な経済の衰退が、都市景観の荒廃や環境汚染につながるケースも、数多く見られます。こうした変化を経験した都市や地域の多くで、都市再生計画が行われています。**米国のチャタヌーガやドイツのライン・ルール地域、そしてロシアのクラスノヤルスク**が代表的な事例で、中心市街地の荒廃を契機に、長期的で柔軟な都市再生戦略を組み込んだ総合計画を策定しました。なかでもライン・ルール地域は、荒廃した旧工業都市から年間何千人もの観光客を集める緑豊かな景観都市に変貌を遂げ、都市と国土計画の国家モデルとなった特異な事例です。

経済再生を促進するために都市空間への介入を用いるのは、旧工業都市だけではなく、**フランスのストラスブール**では、国境に接する**ドイツのケール**との調整不足で、国境地域が未開発のまま放置されているという問題を抱えていました。ストラスブールとケールの両市長は、この問題への革新的な対策として、国をまたいだ都市開発プロジェクトを通じて国境地域の積極的な統合に乗り出しました。さらに、都市開発プロジェクトの推進のためにガバナンスの改革を行い、両国間の経済的及び人的な流れを促進し、この国境地域の競争力を欧州連合（EU）内で高めています。



Biblioteca Santo Domingo Savio, Medellín, Colombia © Flickr/ATOM arquitectura

環境計画と管理

現在では自然環境への配慮を抜きにして計画や政策を決定することはできません。気候変動とそれに伴うリスク、自然災害の脅威、増加する人口を支えるための十分な資源供給の必要性が広く認識された今、自然環境への配慮を都市と国土計画の政策や過程に組み込むことは、災害に強い都市開発において不可欠であるとみなされています。環境計画と管理はあらゆる規模の都市と国土計画で必要ですが、なかでも国境を越えた資源共有や利害関係者の数が増幅していくような状況では特に重要となります。

環境への適応と天然資源管理を統合した実践例として、**オーストラリアのメルボルンとカナダのトロント**の事例があります。この2都市では、それぞれ都市デザインと土地利用法に環境への配慮を切れ目なく組み込むことで、持続可能な将来像を提示しています。メルボルンでは、厳しい干ばつと都市の環境資源の減少を受けて、市議会が生態系を基盤とした気候適応プログラムを都市計画に導入しました。そのなかで、市は、水に配慮した都市設計などを導入して開発計画を強化する一方で、都市林戦略により開発のマイナス効果を緩和しています。

カナダと米国の五大湖地域や、**ジンバブエ、モザンビーク、南アフリカ**をまたぐ**センウェ・ツイピセ自然回廊**などの事例にみられる国境を越えた計画策定の取り組みは、今後ますます増えていくと考えられます。天然資源を管理し、主要な関係者の協力関係を築くには、水、植物、そして生物多様性のつながりに立脚した計画策定戦略が不可欠です。五大湖地域では、シナリオ分析手法を用いて、多様な関係者間の合意を形成し、将来に向けた共有資源保護に取り組んでいます。

コンパクトで接続性のある都市づくりに向けた計画

コンパクトで接続性に優れた都市は、スプロールし分断した都市よりも生産性が高く、環境負荷は少なくなります。コンパクトで接続性に優れたまちづくりには、都市と国土計画の戦略と各部門との調整が不可欠です。こうした点に配慮することで、開発による市民の雇用機会が増大し、社会的包摂性に富んだ都市環境が実現します。

コンパクトな都市計画が、インフラ整備に反映され、都市の交通利便性を支える上で重要であることは、**インドのアーメダバード**や**日本の福岡**で立証されています。福岡は、「コンパクトな都市モデル」を採用したことで高く評価されています。同市では、コンパクトで交通利便性のよいまちづくりを基本理念に据えた都市開発の枠組みを採用したことが、経済発展、生活の質や環境の改善など長期的な成果を生んでいます。

空港跡地を再生し、地域住民に公共交通機関や公共サービス、住宅を提供することを目指したエジプトの**大カイロ都市圏のインババプロジェクト**も、コンパクトなまちづくりの原則を採用した優良事例です。この事例では、土地の再利用を通じてコンパクトな開発を目指したことで、既存の都市中心機能と交通網が強化され、既存建造物が有効活用された、より統一性のある都市空間がつくられました。

モザンビークのリシंगाと**アルゼンチン、サンタフェ**の基本計画、そして**ロシアのエカテリンブルグ**の土地利用整備の規則では、都市の統合を浮き彫りにする図表化やマッピングの価値が示されています。エカテリンブルグの事例では、持続可能な経済開発と生活の質の向上の重要な指標であるインフラの利用状況を図示することで、相反する利害との調整を図ることができました。

包括的で参加型の計画策定

住民の参加を重視する姿勢は、多くの事例に共通しています。これは、住民や地域社会の関与が、社会、文化、都市の将来に有益であることを示しています。住民の意見を求め、時には都市と国土政策や戦略に積極的に貢献する権限を付与することで、計画の施行が大幅に促進されることが報告されています。これは、すべての人に対する基本的人権の保障、ならびに男女平等や都市環境への若年層の取り込みという複合的な問題への対応に特に大きな影響を与えました。

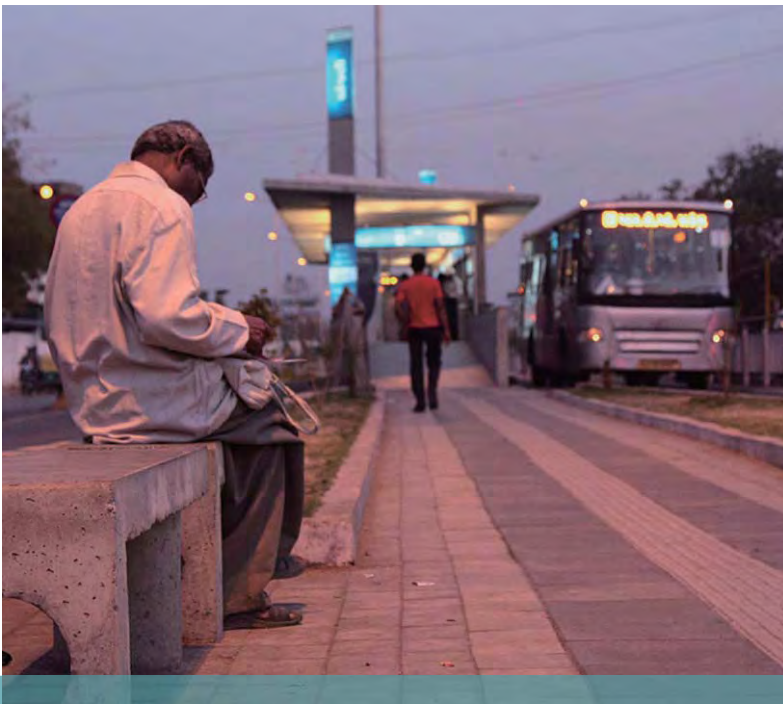
インドネシアのスラバヤ、ベルギーのアントワープなど多くの事例で、都市計画策定と実施プロセスに住民を関与させることが都市機能の改善につながっています。同様に、ブルキナファソのワガドゥグーとカメルーンのドゥアラで採用された都市開発戦略は、包括的な参加型アプローチによって都市開発の取り組みを強化できるということを示す興味深い事例となっています。

継続的な政策提言や率直な対話の場を通じて、住民や関係者によるまちづくり戦略への投資を奨励することは、都市を統合し、バランスのとれた都市開発と人権尊重を実現する大きな推進力となります。都市開発戦略の策定とそれに立脚した活動を行うにあたり、合意と協力を得たことは、制度の信頼性向上と新たな資金調達機会の増加に貢献しました。

ブラジルのポルトアレグレの住民参加型予算戦略は、一般市民の参加が効率的かつ有意義に行われている好例です。意思決定プロセスに住民が参加できる窓口を設けたことで、医療、教育、上下水道、衛生サービスへのアクセスに問題を抱える住民に的を絞った対応が可能となり、状況の改善につながっています。この手法は、特にこれまで都市問題、社会問題について意見を述べることができなかった社会的に排除されてきた層を重視することで、地域社会全体の強化に貢献しています。



Porto Alegre, Brazil © Flickr/Editorial J



26の事例



アルゼンチン、サンタフェとモザンビーク、ニアサ州リシंगा 基本計画の技法を用いた中継都市の潜在能力を活用

著者： **Josep Llop Maria**, UNESCO Chair - Intermediary Cities, Lleida University, and Network UIA-CIMES, Spain
Sara Hoeflich, World Secretariat, United Cities and Local Governments (UCLG)

アルゼンチンのサンタフェは、人口330万人の多様な文化と豊富な資源に恵まれた州です。このサンタフェと、約120万人の人々が暮らし、豊かな天然資源と農業資源に恵まれたモザンビークのニアサ州との間には、一目でわかるような類似点はほとんどありません。しかし双方共にリシंगाのような中継都市を有しており、それらは本質的には違っても、より大きな周辺都市や農村地域にとっての交流拠点や中継地点としての機能を果たしています。これらの中継都市は、大都市が歴史的に経験してきたような管理された都市化のプロセスを経ていません。しかし、都市のネットワークのうえで果たす中心的役割や強固な人口基盤により、将来の成長や発展の機会に関しては、少なくとも大都市と同等であると考えられるべきです。リシंगाもサンタフェも共に急激な人口増加を経験しましたが、健全な都市構造を備えていないため、開発は様ではなく、空間的・社会的分離が引き起こされ、基本的な公共サービスも不十分なままという状況を招いていました。

地方都市の可能性を最大限引き出すため、リシंगाとサンタフェの5つのパイロット都市は都市・自治体連合(UCLG)と協働し、それぞれの基本計画を立案、実施しました。基本計画は中継都市にとっての都市計画ガイドラインとなるものであり、地方自治体の管理能力を強化し、より一層統合された物理的・戦略的計画を策定するための起点となるような柔軟な戦略を組み込んでいます。

計画文書は、都市部や国土を構成する様々な物理的要素をシンプルに図解したもので、その地域の開発上の問題点や機会を一覧できるようになっています。

基本計画策定にあたっては、関連する地域データや今まで集められていなかったような新たなデータも含め、その都市の現在の概況を把握します。ここから州政府と地方自治体職員及びコミュニティメンバーによる技術チームを結成し、基本計画プロセスの方法論について話し合います。そして、セミナーやピアワークショップの開催を通じて、計画の要素や将来の都市戦略に向けた展望を議論したり、情報を共有したりします。基本計画が策定されることで、地域コミュニティがその都市の抱える問題に対する認識を高め、将来のプロジェクトの優先順位をコミュニティとして決定する際に考慮できるようになります。

基本計画は、多くの場合、過去に都市と国土計画プロセスを経験したことのない中継都市に計り知れない影響を与えます。基本計画は中継都市の計画立案に明らかに不足している技術的ツールに対応し、世界の都市人口の6割以上が居住する中継都市の持続可能な都市開発をサポートします。基本計画の策定と実施はシンプルで平易なため、サンタフェの5つのパイロット都市での実施が、同州の他の13以上の町での実施へと広がっていきました。基本計画は地域の持続可能な発展をサポートするその他多くの都市計画や開発プロジェクトへの扉を開くものです。最も重要なのは、基本計画によって地方自治体の能力、知識、関心が強化され、持続可能な都市と国土開発がアジェンダの優先項目に設定されることなのです。



Melbourne, Australia © Flickr/Jes

著者： Yvonne Lynch, Team Leader, Urban Forest & Ecology, Urban Landscape, City of Melbourne, Australia

オーストラリア、メルボルン 大都市の緑化

メルボルンは、オーストラリア最南端に位置するビクトリア州の州都で、31の行政区域から構成され、州の総人口は414万人を超えています。急成長を続けているメルボルン自体の人口は10万人強ですが、その数は日々通勤や旅行、レジャーなどで市の中心部を訪れる人々で80万人へと膨れ上がります。近年メルボルンは、記録的な少雨や猛暑などの異常気象に見舞われています。現在、オーストラリアの気温上昇は世界の温暖化のペースをしのぐと予測されており、このことがオーストラリアとメルボルンの大きな課題となっています。2009年には一回の熱波により、メルボルン都市圏全体で374名の死者が出ました。非常に貴重な環境資産として市の中心部に存在する熱帯雨林は、13年に及ぶ干ばつと深刻な取水制限が相まって、2009年まで記録的な減少状態にありました。現在、市に存在している樹木の本数は、干ばつにより2020年までに23%、2030年までに39%が失われるであろうと試算されています。

この脅威に対処するため、メルボルンは生態系を基盤とした気候適応プログラムを通して都市計画の新たな取り組みを提案しました。これは市が「自然に配慮した」都市設計計画、と呼ぶ取り組みを含むものです。この取り組みは自然が市にもたらす恵みを重視し、どのようにすればそれらが都市環境の中で保護され、修復され、創造され、強化され、また維持されるかに焦点を当てています。市は、近年の気候変動がもたらす影響に緊急に対応するために、2010年に数百万ドル規模の「都市景観適応プログラム」と呼ばれる総合的な生態系基盤の気候変動適応プログラムを作成しました。

このプログラムの第一の目的は、気候変動の影響から市民と環境資産である生態系サービスを守るため、干ばつによる影響を低減し、都市部の気温を4度下げることでした。このプログラムは二つの戦略を基礎としています。一つは緑地を7.6%増やすことを目指す公共空間戦略、そしてもう一つは都市の樹冠を2倍の40%まで引き上げるための都市林戦略です。

この都市景観適応プログラムに基づいて、すでに12,000本以上の樹木が新たに植えられ、メルボルン市全体で緑地が増加しました。また、浸透性を高め、雨水を溜めるレインガーデンや低湿地エリア、感水性の高い植え穴などを導入するために市内40か所以上の道路が改修されました。雨水貯留システムも開発中で、すでに造園に必要な年間水量の25%をまかなっており、飲用水への依存度も低下しています。都市の樹冠を2倍にする計画の一部として、市は4年にわたる市民参加型プログラムを実施し、気候変動の影響に対する市民の意識を高め、10年間の実施計画を協働策定しました。この計画は、都市林戦略が各地区でどのように実施されるかを詳述し、各地区のビジョンや望まれる将来像、予算配分や実施される作業の優先地域を定義しています。市によるこの継続した取り組みから期待される総合的利益は数多く、気候変動に対するレジリエンスの強化、大気浄化、エネルギー需要や関連コストの削減、住みやすさの向上、猛暑が原因の疾病や罹患率の低下、温度快適性の向上や市民のレクリエーションスペースの増加、そして公共空間の視覚的アメニティの向上など様々です。



Ghent, Belgium © Flickr/Jakob Hümer

ベルギー、アントワープ

港湾地区 — 公害の元凶となっていた港を社会経済の中心地へと転換

著者：Joris Scheers, Project Manager Sustainable Cities, Flanders Government, Belgium

ベルギーのフランデレン地方に位置するアントワープは、オースト＝フランデレン州の州都です。この市の起源はレイエ川とスケルテ川の合流点に人々が定住したことが始まりで、その港は瞬間にヨーロッパで最も重要な商業の中心地のひとつになりました。今日アントワープ港湾地区は重要な物流、工業及び住宅地区となっており、周辺には宅地や小さな村々が点在しています。港湾関連の様々な事業により、この地区の人口は3万人へと膨らみ、300社以上の企業が同地域に約6万5千人分の雇用を提供しています。1990年代初頭、地元の住民は自動車製造や鉄鋼業、石炭ターミナルや倉庫など周辺の産業施設によるマイナス効果に直面することが多くなりました。これら様々な人間活動による過去の無計画な開発により、この地区の空間構造が悪化し、広範囲に及ぶ環境問題を抱えた一貫性のない都市環境が生まれました。

1993年、有力な政策担当者によりアントワープ港湾地区総合プロジェクトがスタートしました。その主な目的は、様々な政府レベル及び部門の政策を調整し、港湾地区を統合された空間、環境、経済発展へ導くというものでした。州政府により空間プランナーと担当者のグループが結成され、懸案となっている様々な課題を調査すると共に、関係者を選抜して主な懸念や関心事に耳を傾けました。その結果、戦略的な空間コンセプトが生み出され、アントワープ港にとって一貫性のある共有ビジョンが提示されました。

様々な組織レベル（地区、地域、国）の主要な政治家や行政職員とアントワープ港湾当局で構成される運営委員会が設置され、開発プロセスを主導しました。住宅地区の環境と生活の質の向上を目的とする中小規模の民間及び公的プロジェクトが複数実施されました。また地域の交通当局が、戦略的に選ばれた数々の移動の問題に取り組みました。この過去20年間の空間開発プロセスは、一貫した持続可能な長期的空間ビジョンの提示、具体的なツールの開発と応用（例：開発計画、環境補助金と基金の設立など）、そして予算化されたプロジェクトを基盤とした現場での効果的な実施という三層から成る方法論に基づいて実施されました。

アントワープ港湾地区プロジェクトは、統合的な地域開発の好事例として認められ、2009年、港湾の社会統合に関する欧州の賞を受賞しました。ここでの成功の鍵は、プロジェクトの透明性と、地元で発展したプロジェクト運営管理構造に安定性と機会を提供したということです。このやり方は、港湾地区内の住宅移転などのような具体的なプロセスに対処する際、個々の問題に合わせた制度的解決法を作り出すことにもつながりました。さらに、運営委員会の構成メンバーの多様性により、社会的包摂と、社会の大多数にとって有益なプロジェクトの最優先化を実現しています。



Porto Alegre, Brazil © Prefeitura de Porto Alegre

著者：Maria Regina Rau de Souza, Prefeitura de Porto Alegre,
Secretaria da Fazenda, Assessora, Brazil

ブラジル、ポルトアレグレ 住民参加で発展の潜在力を解き放つ

ポルトアレグレはブラジルのリオグランデスル州の州都で、同州最大の都市です。人口 150 万人のこの都市は、ブラジルの文化、政治、経済の中心都市のひとつに挙げられています。過去数十年間に渡りポルトアレグレの市当局は、人口増加という課題に直面しており、都市化に伴って増え続ける問題の構造的な解決法と解決のための資金を見出そうと努力してきました。

1989 年、初の市民参加型予算（以下、参加型予算）がポルトアレグレで発案されました。これは、政治の転換期のベンチマークとして、コミュニティが意思決定プロセスに参画するという改革プログラムの一環でした。参加型予算は、コミュニティメンバーが代表者を通じて、市の業務やサービスに対する公的資金の配分をどのように実行すべきかを決定する権利を持つというダイナミックなプロセスです。参加型予算周期の一年は、準備会議、17 の地域及び 6 のテーマ会議、そして市の総合議会という 3 つの段階に位置づけられます。準備会議では、市当局が前年度実績について詳しく説明し、次年度の投資計画を発表します。

これらの会議には市の様々な部署が出席し、推進過程の基準や要求事項の実現可能性について確認します。地域及びテーマ会議では、参加者が優先事項や顧問を選び、特定のフォーラムやグループディスカッションを構成する市の代表者の数を決定します。市が行うすべての投資は市民参加型予算会議の承認を得なければなりません。

参加型予算は社会的包摂や市民の結束に貢献すると同時に、自らの提案事項を主流化とすべく、コミュニティグループを強化します。住民の中でも低所得層が参加型予算会議に積極的に関与しており、参加者の総数も着実に増え続け、1990 年に 628 名で始まったものが 2014 年には 17,359 名となりました。これは市民参加を促進するうえで参加型予算の有効性を示すもので、この取り組みに対する信頼と期待を示しています。道路工事や街灯設置、上下水道整備などのインフラ工事のほとんどが、困難に直面している住民の状況改善に直結しているため、参加型予算を通してそれらのプロジェクトに影響を与えることは、都市環境に建設的な効果をもたらします。すでにインフラプロジェクトで目に見える効果も現れてきており、雇用や住宅の問題も改善されています。市民の関心事に焦点を当て、公共サービスや生活の質の向上に成功してきた参加型予算制度は、今では世界の 1,500 以上の都市へ拡大しています。



Ouagadougou, Burkina Faso © Flickr/Philippe Streicher

ブルキナファソ、ワガドゥーとカメルーン、ドゥアラ 共通のビジョンの力

著者：Serge Allou, Lead Urban Specialist, Cities Alliance

ブルキナファソの首都ワガドゥーは人口150万人、そのうち95%が都市部に住んでいます。この市の発展過程はカメルーン最大の都市である人口約250万人のドゥアラとよく似た特性を示しています。双方の都市共に急速な都市化と安定した経済成長を遂げてきましたが、各々が抱える基本的な開発課題により、更なる発展を実現する能力が発揮できないまま現状に至っています。広がる貧困、社会的排除そして基本的な公共サービスの欠如を解決すべく、それぞれの政府は貧困削減戦略ペーパーを採用することになりました。この戦略は無計画な都市化がもたらす深刻な影響と開発及び経済成長への余波を把握するもので、それを基に都市住民の生活環境を改善し、優れたガバナンス慣行を推進し、新たな都市インフラをサポートすることで都市が果たす経済的な役割を強化することを目指しています。

この貧困削減戦略の野心的な目標を達成するうえで有用だったのが、都市開発戦略と呼ばれる枠組みで、これはドゥアラ及びワガドゥーの地方レベルで実施するために都市同盟が策定した枠組みです。都市開発戦略はそれぞれの都市の長期的な発展の方向性を提示し、最も重要な目標である貧困削減と公平な経済発展の両方を網羅するものでした。双方の都市で独自に策定されたこの戦略は、そのビジョンがコミュニティの広い層を代表することを確約し、都市開発戦略に対する地元の当事者意識を高めるよう、特に参加という点を重視しています。自治体当局はその戦略の広報のために多くの利害関係者との対話を行い、地域社会の隅に追いやられている人々や社会的弱者を代表する人たちのためのワークショップ

も開催するなどして、この参加型の手法を主導しました。このような協働的な取り組みにより、地方当局が優先的に介入する事項を特定することができるようになりました。都市開発戦略発表後、それぞれの自治体は、市レベルで効果的なパートナーシップを維持するため大々的な支援キャンペーンを行いました。この取り組みは戦略の推進力を維持し、机上の課題から市全体の行動へと戦略を変換するため不可欠なものでした。

都市開発戦略の主な成果は、組織的行動という形で現れ、新たな管理能力が生まれ、より包括的で統合された都市計画の取り組みが採用されるようになりました。一貫性があり信頼性の高いこの枠組みは、複数の主要援助機関からの投資を呼び込むことに成功し、ドゥアラは下水道整備のためフランス開発庁より2億1,200万ユーロの融資を確保したことで、深刻な洪水が定期的起こっていた状況を大きく改善することができました。同様にワガドゥーは都市の持続可能性と基本的インフラの向上のためアジア開発銀行及びフランス開発庁の双方から総額7,800万ユーロの融資を確保しました。ドゥアラで行われたGHKによるプロジェクトへの高い評価がその社会的影響の証となっており、都市開発戦略が様々な利害関係者のネットワーク間における関係性と信頼を構築することによって、社会的包摂のメカニズムとして機能していると賞賛しています。それぞれの市議会による提唱活動の重要性も注目に値します。それこそが大勢の人々に自分たちの住む都市の将来を考えさせるうえで有効であり、持続可能な都市開発を達成するための強力なツールとなったからです。



Greenbelt along the 401 highway, Toronto Great Area
© Wikipedia/Haljackey

カナダ、トロント大都市圏

先進的な計画立案で長期的な食糧安全保障を確保

著者：Prof. Wayne J. Caldwell, Rural Planning and Development, University of Guelph, Canada

オンタリオ湖岸の北西に位置するオンタリオ州の州都トロントは、カナダ最大の人口を抱える都市です。トロント大都市圏（以下、大都市圏）はトロント市を中心にダラム、ハルトン、ピールとヨークという四つの近隣自治体から構成されています。大都市圏はオンタリオ州で最も急速に成長している地域で、現在 640 万の人口は、2036 年までには 250 万人（39%）増加して、890 万人以上になると見込まれています。この地域は北米で最も急速に成長している地域のひとつでもあり、商業、金融、経済の中心地であると同時に、カナダでも最も農業に適した土地の中心に位置しています。大都市圏における都市開発により、この地域の肥沃な農地の広大な部分が消失してしまい、地域の農業部門と食糧生産を脅かしています。

農業生産を確保し農村地区が都市のスプロール化に影響を受けないようにするため、州政府はグリーンベルト法を採択、これに基づいて 2005 年にはグリーンベルト計画（以下、グリーン計画）を策定、実施しました。この計画は 10 年ごとに見直され、次の三つの主要目的を設定しています。第一に農地の減少と分断を防ぎ、土地利用の中心となる農業をサポートすること。第二にオンタリオ州の生態系と住民の

健康を維持する自然遺産と水資源システムを恒久的に保護すること。そして第三に農村コミュニティ、農業、観光、レクリエーションや資源利用に関連する一連の経済的・社会的活動を提供することです。グリーン計画は農業システム、自然システム、草原及び公共空間と小道、そして居住エリアという四つの主要政策群で土地の保護に対処しています。グリーン計画の実施は主に行政機関間の調整とそれぞれの計画文書の修正を通して行われます。州の法律により地方自治体が作成する計画はグリーン計画に準拠することが求められています。

グリーン計画は重要な農地など、農村部保護のための積極的な国土計画ツールです。グリーンベルト財団は、約 200 万エーカーの土地と約 5,500 の非常に生産性の高い農場を効果的に保護することができたことを明らかにしています。これによってこの地域内で長期的な食糧安全保障を確保し、地元住民の雇用を促進し、また生産地と市場との距離の短縮化で輸送に関わるエネルギー消費を削減するなど、環境への影響の低減にもつながりました。グリーン計画は農地だけでなく、草原、公共空間や緑の回廊なども推進しており、地域全体の緑化ネットワークと環境の質を高めています。



Shenzhen river area, China © Flickr/yuan2003

著者： **Hongyang Wang**, Professor of Urban and Territorial Planning, Nanjing University
Shi Nan, Secretary General, Urban Planning Society of China

中国、深圳 漁村から経済の中心地へ

急速に発展する深圳は、香港特別行政区のちょうど北という戦略的な場所に位置しています。過去 40 年間で深圳は、人口 30 万人の沿岸漁業の村から約 1,500 万人の人口を抱える大都市へと発展しました。政策立案者は、経済発展を促進するため都市の成長をいかに統制管理するかという課題を常に抱えています。1978 年以降、鄧小平の主導による中国経済の「改革開放」政策は、すさまじい成長をもたらし、深圳は世界で最もダイナミックな経済都市に数えられるようになりました。

こうした発展は、熟考された先進的な計画政策及び強固なガバナンスにより実現されました。香港との有利な位置関係から、深圳は 1980 年、中国初の経済特区に指定され、実験的な経済改革を実施しています。市の開発は 1982 年から継続している深圳マスタープラン（以下、マスタープラン）に基づいて実施しており、同市の戦略的位置を利用し、すでに香港で操業している民間企業に特化した経済機能を提供するという、製造業を中心とする都市の構築を描くものでした。このマスタープランはベルト構造で定義され、都市開発の境界線を明示、産業クラスターの多極化構造を特徴としています。

土地利用計画は、計画中の産業クラスターをサポートするための交通や緑地帯などの支援インフラの総

合的な計画と設計を可能としました。その後 1986 年にマスタープランは改定され、多機能型な開発を提案し、成長を続けるサービス部門と先端ハイテク経済をサポートする一方で、製造活動を強化しました。1996 年マスタープランは統合的な地域計画を導入し、行政地区全体をカバーすると同時に、香港、マカオや広州との地域調整も盛り込みました。2010 年に改定された最新のマスタープランでは、他の多くの大都市にとっても焦点である、環境と社会的平等を中心テーマに設定しました。

戦略的かつ先進的な都市計画により、深圳は今日のような経済の中心地に変貌を遂げました。同市の経済生産量は中国の 659 の都市の中で第 4 位であり、一人あたりの GDP は多くの経済協力開発機構 (OECD) 諸国と肩を並べています。深圳の成長は弾力的で、比較的短期間の間に積極的に産業構造を多様化することで変化に対応してきました。こうした理由から深圳は 2013 年、ユネスコのデザイン都市に認定されました。先進的な計画は急速な拡大からもたらされる都市化の負担の一部を軽減しており、深圳の一人あたりの緑地スペースは中国の都市の中でも最大となっています。優れたガバナンスにより周辺の省ともうまく協働し、革新的な取り組みを採用してきた深圳は「インスタントシティ（即席都市）」という呼び名を超えて、機能性の高い文化的大都市へと変貌を遂げています。



著者：Hongyang Wang, Professor of Urban and Territorial Planning, Nanjing University
Shi Nan, Secretary General Urban Planning Society of China

中国、長江デルタ 統合的な地域計画が持つ変革の力

長江デルタは中国東岸の中央に位置し、1億6千万人の人々が住む三つの省に広がっています。歴史的にもここは豊かで文明の進んだ地域として知られており、経済、社会、文化交流の中心地のひとつに挙げられています。しかしながら1980年代以降の急成長と自由主義経済への移行により、急激な経済格差の拡大と無秩序な競争が起こり、その結果インフラと生態系が悪化する事態となりました。このような状況から、地域の国土計画における包括的かつ協調的な取り組みが、これらの不均衡を是正する唯一の方法であると考えられました。

1982年は未来志向の考え方に基づく一連の協調的な取り組みがスタートした年で、中央政府が上海経済圏を設置し、上海、江蘇と浙江の三つの省の調整に乗り出しました。戦略策定をまとめるため上海経済圏計画専属の地域事務所が設置され、1986年の市長と省長による円卓会議で最初の上海経済圏開発戦略が承認されました。この地域間調整が原動力となり、上海経済圏内の14都市の協力のもと長江デルタ14都市経済協力委員会が設立され、この地域は経済統合地域と称されることになりました。これに引き続き2004年には、地域内の省や市により、統合を主要コンセプトに据えた長江デルタ計画が策定されました。この長江デルタ統合コンセプトは支持と支援を集め、各都市の計画担当者は都市開発の共通原則として各地区の計画の中に同コンセプトを取り入れました。

この長江デルタ統合コンセプトに賛同する学者や起業家も出てきました。これらの賛同者は積極的に研究や計画に参加したり、シンクタンクを設立したり、フォーラムやシンポジウムを開催するなどして長江デルタ地域の協調的な発展に資するオープンで活発な議論に貢献しました。

この包括的な地域計画と調整のシステムは、様々な分野の利害関係者を結集させ、競争と協働という重要課題を提起しました。この協働的な取り組みからは数多くの利益が生み出されました。地域間ネットワーク向上により主要都市間の移動時間は高速鉄道でわずか一時間程度まで短縮され、21万平方キロメートルにもおよぶ広大な地域にとっては大きな達成となりました。また多極的な都市構造を多様で補完的な都市機能でサポートすることで、地域間格差は大幅に縮小されました。1978年の上海の一人あたりのGDPは江蘇省の5.8倍、浙江省の7.8倍でしたが、2013年にはそれぞれ1.2倍と1.3倍にまで縮小しました。その一方で、人口の占める割合は約11%と変わらないにもかかわらず、長江デルタがGDPに占める割合は、1978年の18%から2013年の21%まで増大しています。今日においても都市と農村の統合や新たな近代化のモデルなど様々な国家改革や開発計画が試行中であり、それらは長江デルタ地域の適応能力を立証し、将来に向けての持続可能な都市開発を後押ししています。



コロンビア、メデジン 社会的都市化でメデジンを再生

著者： **Elkin Velasquez**, Director, UN-Habitat Regional Office for Latin America and the Caribbean
Luc Aldon, Consultant, UN-Habitat Regional Office for Latin America and the Caribbean

コロンビア第二の都市メデジンはアンティオキア県の県都です。周辺の九つの市を合わせると人口は約244万人、国の経済に占める割合は11%と、コロンビア第二の人口と経済の中心地を形成します。メデジンは教育、産業、商業活動、科学、医療サービス、レジャーや娯楽の重要な中心地でもあります。1980年代から1990年代にかけて、市は麻薬取引とテロ攻撃により荒廃した状態にありましたが、農村からの流入により人口は増加しました。当時進行中であった都市のスプロール化及び人口増加とあいまった市の開発モデルにより、大都市圏及び都市全体で地域の分裂と低所得層の排除に拍車がかかりました。

2003年以降、歴代の市長は社会的都市化（ソーシャルアーバニズム）で定義されるより総合的なパラダイムを地域計画に導入しました。これは都市周辺部を物理的に変革すること、具体的には、周辺部と市の中心部をつなぐことと、市の再統合の取り組みに環境要素を組み込むことで、公共空間をより安全でアクセスしやすい場所にすることを目指すものでした。これらの要素に加えて社会的な変革も起こし、都市規制や経済統合、恐怖や暴力を減らす取り組みにコミュニティと個人が関わることで、団結をベースにした共存を奨励しました。

これらの変革の実現を可能とした具体的なツールは、総合都市プロジェクトと呼ばれるもので、これはメデジンの人口の40%が住む、特に社会不安と貧困が顕著である地区を対象としました。総合都市プロジェクトは住民が都市の中で移動しやすくするために、地区の状況に合わせた革新的かつ独自の一連の開発プロジェクトを構想したもので、該当地区内の交通システムや都市サービスの改善につながりました。

総合都市プロジェクトを通して、メデジンは構造化総合計画を明確に示すことに成功し、その計画では、地域のダイナミズムを育み、地域間をつなぎ、経済活動を統合し、社会的包摂性を促進して平和なコミュニティを作ることを目指しました。さらにエスカレーターや図書館公園、ロープウェイのような建造物が果たした役割は海外でも知られるようになり、レジャーや観光資源にもなっています。効果的で透明性が高いプロジェクトと資源管理の結果、税収も2003年から2007年までの間に35%増加しました。加えて過去20年間で殺人事件の発生率も80%低下しています。これは、メデジンの社会的アプローチによる都市化が、新たな市民文化を構築し、参加型の解決手法を活用し、非行や暴力を防止するための義務と権利を明確にすることによって、いかに平和の構築に貢献したかを示しています。



著者：Sahar Attia, Head of the Department of Architecture,
Faculty of Engineering, Cairo University, Egypt

エジプト、大カイロ都市圏 空港跡地の再生で社会的包摂と接続性を実現

インババはエジプトのギザ北部にある地区で、ナイル川の西岸、カイロ中心部の北西のギザ県に属しています。ここはカイロで最も人口が多く、無計画な地区のひとつです。1,270ヘクタールにおよぶ北部地区には約100万人が住んでいますが、学校や医療サービス、公共交通機関といった基本的な公共サービスが整備されていません。また住宅地のほとんどが上水道の設備も不十分で廃棄物管理もなされておらず、下水施設もありませんでした。

インババ都市整備プロジェクトの主な目的は、インババ地区のカイロへの統合を進め、地域の住民に対して基本的な施設やインフラ、公共サービスを提供することでした。このプロジェクトの核となるコンセプトは、ギザ都市部にあり現在は使用されていない旧インババ空港跡地の最適な利用計画を提案することでした。このインババプロジェクトは2006年に発案され、2009年に実行に移されました。総合計画に基づいた郊外の再生プロジェクト5件を実施し、地域全体の整備を図ることを目的としたものです。同プロジェクトは2006年にギザ県と住宅・公共施設・新都市コミュニティ省の関連組織である国土開発計画庁により予備計画が策定され、2008年に最終的な総合計画へと発展しました。

これら5つの再生プロジェクトとは、住宅地区の複合利用、インババ公園、この地区と環状道路をつなぐアフメッドオラビ通り、航空専門学校跡地の病院・学校及び地方自治体事務所ビルへの転換、そしてウォーターフロントにおける歩行者用道路の建設です。このプロジェクトはインババの住民にとってアクセスしやすい公共空間を提供し、住民がナイル川に親しめる機会を提供することを目的としました。

この都市再生プロジェクトの主な業績は、生活圏の空間計画を重視する統合的計画のアプローチの中で、持続可能な都市開発と地域的結束という大きな懸念事項に取り組んだことでした。このプロジェクトにより道路網や地下鉄（現在建設中）が整備され、大カイロ都市圏の交通ネットワークが改善されました。また無計画な土地利用も改善され緑化スペースも誕生、住民のための施設も提供されるようになり、空き地や荒地、ゴミ捨て場は、教育や医療施設、公共空間、公共の建築物や文化センターへと生まれ変わりました。総額1億1千万ドルのプロジェクト費用のうち20%は民間からの出資でした。このインババプロジェクトは広く知られるようになり、非正規地区に対処する革新的な取り組みを視察したいと希望する多くの研究者や専門家を惹きつけ、他の地域でも実践できる可能性を秘めた優れた事例となっています。



ヨーロッパ、ライプチヒ憲章

普遍的な持続可能性のための国を越えた協力体制

著者： **André Mueller**, Federal Research Institute on Building, Urban Affairs and Spatial Development (BBSR) at the Federal Office for Building and Regional Planning (BBR), Germany

Brigitte Bariol-Mathais, French Federation of Urban Planning Agencies (FNAU), France

Prof. Elke Pahl-Weber, Director of the City and Regional Planning Institute, Berlin Technical University, Germany

ヨーロッパの都市はそれぞれの都市モデルや直面する開発の課題が非常に異なっており、歴史的、経済的、社会的、環境的背景も多様です。各都市は独自の文化的特徴を持ち、経済発展において大きな可能性を秘めています。手頃な住宅や雇用機会といった問題と並んで社会的排除といった人口学的問題にも直面しています。これらの課題を認識した欧州連合（EU）は、加盟国全体で都市管理を統合し、積極的に負の外部性を低減するための国をまたいだ政策を立案しました。

都市開発政策担当の欧州連合（EU）加盟国大臣は、2007年持続可能な欧州都市に向けたライプチヒ憲章を採択しました。この都市開発政策の共通原則と戦略の中で、都市の持続可能性の実現のための道筋として統合的な都市開発が提案されています。その達成に向けて強調されている目標は、社会的及び空間的排除を克服しつつ、国、地域及び地方レベルで経済成長を実現することです。

ライプチヒ憲章の署名にあたり、担当大臣は憲章の原則をそれぞれの地域の開発政策に組み込み、バランスのとれた国土組織を推進するための政治的議論を開始することに合意しました。各大臣はライプチヒ憲章運用のため、「持続可能な欧州都市のための参照枠組み」を採択しました。この枠組みは各担当者がそれぞれの都市の開発プロジェクトや戦略の持続可能性のレベルを評価する指標を提供するオンラインツールです。

国を越えるレベルで都市政策の枠組みを設定する重要性とそれが持つ価値は、シティリージョンプロジェクトで実証されています。この地方・地域当局によるプロジェクトは、都市及び地域計画の協力的な取り決めに関連する情報を幅広く収集し、土地利用管理と輸送の分野における新たな協働計画を模索するため、具体的な試験プロジェクトをスタートさせています。ライプチヒ憲章の署名以降、変革都市ネットワークの対話の場が設置され、初の都市間ネットワークも誕生し、大西洋の両側の都市が日々共同で、都市計画メカニズムを改定・更新しています。



Lyon, France © Flickr/Guerrito

著者：Brigitte Bariol-Mathais, General Manager, French Federation of Urban Planning Agencies (FNAU), France

フランス、リヨン

社会的包摂と生活の質の向上に向けた大都市計画

リヨンはフランス中東部のローヌ・アルプ州に位置し、推定人口 210 万のフランス第三の都市です。この地域では過去半世紀に渡って都市計画が実施されてきており、59 の自治体から構成されるリヨン大都市共同体が、開発を主導してきました。リヨンの主な課題は、都市圏の調整、市の中心部の多目的地区の再開発、郊外の低所得者地区を都市のダイナミズムへ組み込むこと、公共空間の質、そして文化遺産の総合的な管理などです。機能主義が重視された計画期間中は、主に低所得者の地区が整備されましたが、これらの地区はその後、失業と貧困という大きな問題に直面することとなり、市の社会的緊張を高めるといった状況を招きました。

これらの課題に対処するため、リヨン大都市共同体は具体的な都市開発への介入の方法を整備するための枠組み策定に着手しました。1992 年、リヨン大都市共同体を対象とした「リヨン 2010」と呼ばれる総合計画が承認され、旧工業地区や遊休地の再生を基本とした将来に向けた都市プロジェクトの開発エリアの主要項目が設定されました。この総合計画では都市の中心部と郊外を結ぶ新たな地下鉄とトラムの路線も計画されました。2008 年以降、都市の再生、再開発そして復興を目的としたプログラムが立案され、低所得者地区におけるサービスの提供と生活の質の向上への取り組みが進みました。現地の管理システムがこの再生の取り組みを補完し、公共空間のメンテナンスも改善され、安全性も高まり、プログラムへの総投資額は 840 万ユーロに上りました。

文化遺産管理を改善するため、企画書には歴史的文献や遺産保護と管理のためのツールを盛り込むことが求められました。市は地域戦略を主要課題に適用することで、政策を練り上げ実行するための強力な技術ツールを開発しました。そのツールには都市圏レベルでの相互扶助チームや都市圏レベルの計画庁、さらに都市政策実施を主導する専門の公共運営組織などが含まれています。また総合計画実現のために開発された様々な計画ツールも重要で、土地利用計画や夜間の景観を改善するための街灯計画、文化遺産保護のための色彩景観計画、自然と農地を保護するための緑化計画、川岸の整備のための水辺計画や生産及び研究施設整備のための優先的開発地域計画などがあります。

リヨン大都市共同体 2010 総合計画に基づいて実施された都市再生プロセスは、様々な規模の計画の統合と実施の模範例となっています。このモデルでは各プロジェクトがより大きな全体構造の一部としてある特定の価値を持ち、(1) 市中心部と郊外における公共空間の再活性化 (2) 都市景観、公園や歴史地区の改善 (3) 都市と経済成長の新たな核の創造 (4) 新たな公共交通機関と道路網建設による移動性の改善といった新たなテーマの枠組みを設定することで都市を再構成しています。これらのきめ細やかな都市開発戦略により、リヨンは「計画立案とガバナンス政策の実験室」と考えられています。



フランス、ストラスブールとドイツ、ケール 地域振興をもたらす国境を越えた都市プロジェクト

著者： **Anne Pons**, General Manager of the Urban Agency of Strasbourg, France
Marianne Malez, French Federation of Urban Planning Agencies (FNAU), France

ライン川左岸に位置するアルザス地方の首府ストラスブールの歴史は、フランスとドイツの国境に位置する都市という役割によって決定づけられてきました。1945年以来ストラスブールは、右岸に位置するドイツの都市ケール・アム・ラインとの関係性を確立しようと試みてきました。しかしこの二つの都市間の調整不足により行政機能が分断され、長い間ライン河兩岸の土地は未開発のまま放置されていました。また国境地区の持続可能な開発に対する共通のビジョンも存在しなかったため、二つの都市の交流や環境管理の改善も進みませんでした。これが解消されるきっかけとなったのは、両市が接する国境沿いに工場を建設するという計画が持ち上がったことで、その際に強い反対運動が起き、地域のビジョンと開発を協力して作り上げようという気運が高まりました。

この国境地域に必要な共同ガバナンスの仕組みは、各自治体の市長率いる共同組織ストラスブール・ケール委員会の設立によって実現しました。この委員会の設置により国を越えたプロジェクトを立案・実施する協調的な取り組みが実施されるようになりました。プロジェクトはカールスルーエ法という法的枠組みのもとで実施され、このなかでは両国が自らの管理チームを利用してプロジェクトを実行しても、その代わりとなる相互合意に基づいて実行しても良いとされています。

1982年に提案された最初のプロジェクトは、実行には至りませんでした。1980年代と1990年代に実施された一連の統合プロジェクトがストラスブール・ケールの共同総合計画の草案につながりました。ストラスブール地区開発計画庁が意見の相違を調整し、共通のビジョンに向かってパートナーと利害関係者をまとめる役割を果たしています。

ストラスブール・ケールの制度面での結合は国を越えた空間・国土計画をサポートし、経済的及び社会的機会を増大させています。両市は相互の補完性を認識し、都市機能と制度を構築し、インフラ開発を統合することで将来に向けたこの地域のビジョンを共同で策定しました。この地域の経済的及び文化的な関係性を強化するプロジェクトが数多く実施され、一つのプロジェクトの成功が次のプロジェクトの資金調達とサポートを導くという協働的な都市開発のドミノ効果をもたらされています。このプロジェクトの成功は、地域をまたぐ大気保護法や仏独観光局への道も開きました。最近では、ライン川兩岸都市計画プロジェクトが真の意味で統合された広域都市を創り出しており、ライン川兩岸に広がるジャルダン・デ・ドウ・リーヴ公園やストラスブール・ケール ترامライン、両市をつなぐ歩道橋など共有の公共施設も整備されています。



ドイツ、ライン・ルール大都市圏

工業都市からの都市再生

著者： Prof. Elke Pahl-Weber, Director of the City and Regional Planning Institute, Berlin Technical University, Germany

ライン・ルール大都市圏は、ドイツ最大の都市集積地であり、欧州最大規模の都市圏に数えられます。この地域は 20 世紀前半から製造業と炭鉱業の主要拠点として発展を遂げました。しかし、ドイツで 1970 年代半ばから始まった産業の空洞化とエネルギー生産モデルの変容に伴い、この地域でも産業拠点の移転が進み、雇用が減少しました。その結果、現在のライン・ルール地域は、大幅な人口減少とそれに伴う社会経済的な課題に直面しています。

1989 年、ライン・ルール地域を抱えるノルトライン＝ヴェストファーレン州政府は、生態系や環境を再生し、都市の活性化を図るため、国際建築博覧会（以下、博覧会）をエムシャー公園にて開始しました。この博覧会プロジェクトは、同地域に緑豊かなイメージを与え、旧工業用施設を再利用することを目的として 10 年かけて実施されました。まず、同地域の開発構想が打ち出され、工業遊休地を修復して、周辺の都市景観と調和する施設として再生させるプロジェクトなどを定めた総合計画が作成されました。

こうして、旧製鉄工場は劇場に形を変え、エッセンのツォルフェライン炭坑産業遺産群の敷地内にある建物は会議場などを備えた複合施設となり、製鉄所の倉庫跡地は当時の構造を残したまま緑豊かな公園として再生しました。この公園は地域一帯を結ぶグリーンベルトの一部を形成しています。この博覧会方式の特徴は、州政府だけでなく、開発者、民間企業、非営利団体及び自治体が出資し、それぞれが個々のプロジェクトを実施した点にあります。

計画の構想と実施から 20 年余り経った今でも、空想的な構想を現実のものとしたエムシャーランドスケープ公園は新たな都市開発のあり方を示すプロジェクトとして注目されています。この試みにより、自然環境と景観が復旧され、周辺住民の生活と労働環境は改善が続いています。さらに、産業遺跡の再利用や保全により、ルール地方は工業化時代の歴史的シンボルとして独自のアイデンティティを維持できています。博覧会はバーゼル、ベルリン、ハンブルグなどの共同参加型の都市開発の構想と実現に貢献するなど、これまでにも多くの成功事例を生み出しており、現在では都市と国土計画の一つの手法として制度化されています。



Port-Au-Prince, Haiti © UN-Habitat/Julius Mwelu

ハイチ、ポルトープランス 被災後の都市計画の価値

著者： Rose-May Guignard, Comité Interministériel d'Aménagement du Territoire, Haiti
Alexis Doucet and Virginie Rachmuhl, Groupe de Recherche et d'Echanges Technologiques (GRET), France

ポルトープランスはハイチの首都であり、ハイチ最大の都市でもあります。ゴナーヴ湾に面しており、人口は90万人と推定されています。急速かつ無秩序に都市化が進んだ同市では、建物の構造が脆いうえに、人々の居住地は自然災害リスクが高い地区にまで広がっており、都市基盤が未整備で地図にない非正規地区に8割の建物が存在しています。2010年1月に発生したハイチ地震で、ポルトープランスは壊滅的な被害を受け、建物の多くが倒壊し、犠牲者の数は23万人にものぼりました。当時、ポルトープランスには地図や人口統計など都市の社会的データを示す資料がなかったため、同市の公的機関はどんな支援が必要かを見積もることもできませんでした。さらに、様々なNGOが小規模なプロジェクトをばらばらに実施したことで、自治体や国の統治機能不全はますます進み、国際的な投資を呼び込むことは困難でした。加えて、ハイチでは都市計画に関する法整備が十分ではなく、責任の所在や権限重複など法的混乱が生じており、都市再建プロジェクトは場当たりに実行されていました。

こうした被災後の状況を受けて、リスクに対する都市と住民のレジリエンスを強化し、NGOによる個々の活動を調整する枠組みを設置するツールとして、都市計画の重要性が認識されました。災害により都市管理の問題が露呈したことから、これまでのような寄せ集めではなく、部門・地域横断的な調整機関が設置されることになりました。

被災直後のこうした困難な状況によって、ハイチ当局は非正規居住区への認識を深め、国際機関が復興・開発プロジェクトにおける都市計画の重要性を確認することにつながり、大きなプラス効果をもたらしました。この効果が後押しとなり、ハイチ当局は、どのような規模での対応であっても、国際的な支提供者から引き継いだ方法で、事前に開発の実施可能性を自力で診断できるようになりました。こうした新たな方法の導入を受けて、これまでほとんど知られていなかった地域の社会的データ、地図、統計などデータが収集され、非正規居住区が市の正規の居住区に統合される第一歩となりました。2013年に技術委員会が創設されたことによって、開発計画に調整力と専門性が伴うようになり、関係者それぞれの行動と役割が明確になりました。

地域計画はポルトープランスの開発優先順位を提示し、再建において極めて重要な役割を果たしました。地震から4年経った現在、NGOが実施した都市開発プロジェクトの管理と検証は公的機関が担い、居住区における外部出資のプロジェクトはすべて開発計画の作成を条件としています。並行して、省庁間の連携による地域計画委員会が2回の地域都市フォーラムと第1回ハイチ都市フォーラムを主宰し、住民の参加を呼びかけました。このフォーラムで参加の宣言書の草案が作成され、現在、これを公的機関のロードマップとして規定する取り組みが進められています。



Ahmedabad BRT System © Flickr/Meaparatodo

インド、アーメダバード 交通戦略による利便性、接続性、包摂社会の実現

著者： Shipra Narang Suri, Vice-president, International Society of City and Regional Planners (ISOCARP), India

アーメダバードはインド西部のグジャラート州最大の都市で、推定人口は580万人。インドの工業、商業、経済、教育の新興都市に位置付けられています。同市は1970年代後半までグジャラート州の州都でしたが、その後、ガンディーナガルが州都となりました。遷都という政治的な動きと並行して、産業の減速と政治・社会運動による混乱が生じ、アーメダバードは長い衰退期に突入しました。その後、インフラ整備や公共サービスへの過少投資が続き、このことが、公共交通機関の質の低下や信頼性の欠如、そして深刻な交通渋滞や大気汚染の原因となった自家用車の急増など、一連の交通問題を引き起こしました。

ジャンマージという名称で呼ばれるバス高速輸送システムが、潜在的な交通需要に対応し、大気汚染を改善し、コンパクトなまちづくりを促進するための戦略的施策として設計されました。このプロジェクトは、大都市圏規模の広域構想の一環で、アーメダバード・ムンバイ間、そしてアーメダバード・プネー間の路線の開設が計画されました。ジャンマージの導入は、交通の利便性の向上と移動の効率化、炭素排出量の削減に向けた都市構造と輸送システムの再設計を目的とする「アクセスしやすいアーメダバード」構想の下、2005年にグジャラート州首相が委員長を務める高レベル委員会で決定されました。さらに、バス高速輸送の導入構想が、2006年から2012年の包括的開発計画に沿って策定されました。この計画では、アーメダバードの総合的輸送戦略として、公共バスシステム、バス高速輸送システム、郊外の鉄道網、そして地下鉄網を含む公共交通システムが整備されることが定められました。

このプロジェクトの目的は、移動の必要性や移動距離を短縮し、自家用車への依存を減らすことで、10年間で公共交通機関の利用を当時の17%から40%に増やすこととされました。計画には、放射状及びリング状の217kmのバス高速輸送路線の整備が含まれました。

この都市と国土計画による交通戦略により、アーメダバードの交通利便性、接続性、社会的包摂性、そして環境が改善しました。たとえば、これまでオートバイを利用していた通勤客の26%がバス高速輸送システムを利用するようになりました。混雑していない時間帯、主に午後の乗客の40%近くが女性である点からも、このシステムの利用拡大は社会的包摂につながると広くとらえられています。バスの乗客1人あたりの平均乗車距離は7kmであり、車両走行距離に換算すると1日20万kmの削減となります。また、このシステムの路線は街中をめぐり、高所得層の住宅エリアだけでなく、低所得層の住宅エリアも経由しており、路線の拡張は、都市の接続を改善し、街全体の整備を促進しています。このプロジェクトは、狭い公道を有効管理するため、歩行者用通路やバス専用レーンを確保するなど、都市計画における革新的な試みを導入しています。バス高速輸送システムの導入により、新たな道路や橋が建設され、街の接続性が改善しました。また、このシステムは都市の再開発の促進にもつながっており、たとえば工場跡地が低所得層のための住宅やショッピングエリアに生まれかわっています。さらに、このシステムを低料金で利用できるように、土地開発利益還元システムを利用した内部補助金の仕組みを導入した点も極めて革新的と言えます。しかし、最大の成果は、バス高速輸送システムがその地域の状況や行動様式に合った形で導入されれば、インド全域でもこのシステムは有効だということを立証したことでしょう。



Port-Au-Prince, Haiti © UN-Habitat/Julius Mwelu

著者：Imam S Ernawi, Director General of Human Settlements, Ministry of Public Works, Indonesia

インドネシア、スラバヤ グリーンコミュニティ開発を進める都市

スラバヤは、人口310万を超えるインドネシア第二の都市です。スラバヤはその都市勢力圏に700万人を擁し、国営及び地場企業の一大集積地であり、ジャワとインドネシアの消費市場を形成する、同国にとって重要な経済の中心都市です。東ジャワ州の州都であるスラバヤは、貿易業と海運サービスを支える港湾都市として急速な発展を遂げました。現在の都市景観は、新しい中層ビルが並ぶビジネス街、そして緑豊かな大通り沿いに現代的なマーケットとホテルが建設され、それが20世紀初頭の建物と共存しているのが特徴です。なかでも、カンボンと呼ばれる低所得層が多く暮らす集落は、スラバヤ固有の社会文化的価値を残している点で特に重要となっています。しかし、土地利用計画が、何度も「現代的」な都市ビジョンを掲げたり、無計画な都市化に逆行したりするなどの変遷をたどるなか、マングローブは絶滅の危機に直面し、河川の汚染は深刻化し、カンボンの貧困は改善せず、同市の社会的な不均衡が顕在化していました。

2005年、スラバヤは革新的な計画と開発戦略を盛り込んだグリーン・カンボン・プログラムを立ち上げました。このプログラムは、計画決定の分権化、地方民主化の促進、参加型の計画・予算策定、環境管理などのガバナンスと開発のための方策を組み合わせたスラバヤ全域の総合戦略となりました。スラバヤは、汚染の進んだ河川敷にあるスラム地区の住民を移動させるサブプロジェクト「市民公園スペースプログラム」を導入し、スラム地区を緑豊かな市

民の公園に変える取り組みを市レベルで実施しています。各プロジェクトには、スラバヤの持続可能な開発を支援する地元の民間企業が出資しています。スラバヤは、コミュニティが補助金なしでカンボンの緑化に取り組む代わりに、独自に小規模な緑化事業を行うことで収益を得よう推奨しました。地元企業やメディアは、地域の革新的な取り組み事例のコンテストや表彰を企画しました。国家的な貧困緩和プログラムでは、共同の電子政府システムを利用して地図情報を記録し、サービス供給格差が一目で分かるようにしました。

スラバヤでは、戦略的な地域計画政策によって、コンパクトで環境に優しい都市が実現し、都市開発計画を中心に据えることで緑豊かなまちへ変貌しました。グリーン・カンボン・プログラムでコミュニティごとの廃棄物管理システムを導入した結果、参加した10万戸以上の世帯で、収益と雇用の拡大、疾病の減少につながりました。電子政府による地図情報を基盤としたコミュニティ予算システムは、社会の一体感と住民参加を促し、公平な資源分配が可能になりました。コミュニティ主導の緑化対策や公共空間の安全対策には、地元メディアと民間企業が重要な担い手としてかかわっています。また、注目すべきは、活発で見識のある都市コミュニティが増加しつつあり、それがスラバヤ都市圏の持続可能な都市化の長期ビジョンに賛同することで、政策決定に影響を与えてきたことです。



Fukuoka park © Flickr/Takashi H.

著者：Prof. Toshiyasu Noda, Department of Law,
Seinan Gakuin University, Fukuoka, Japan

日本、福岡市 コンパクトで暮らしやすいまちづくり

福岡市は日本の南部にある九州の北端に位置し、日本で6番目に多い約150万の人口を有する都市です。1950年代以降、急激な経済成長を遂げた日本では、都市化をいかにコントロールしていくかが都市計画や政策の焦点でした。急激な都市化が引き起こすスプロール現象は、社会、環境、経済の持続性に悪影響を及ぼすことから大きな問題となっていました。水資源が少ない福岡市では、現在及び将来の住民に効率的かつ公平に水資源を供給しなければならないため、水不足に備えた土地利用区画や空間分布の検討も重要視されてきました。

福岡市は、持続可能な開発を実現するため、1960年代から政策と計画にコンパクトなまちづくりという将来を見据えたコンセプトを導入してきました。主にサービスと商業の街と認識されていた福岡市は、市民に経済と娯楽の場を提供しつつ、一連の総合計画によって、アジアへの玄関口となる博多湾周辺の都市開発を進めてきました。1976年の福岡市基本計画では、交通網の開発を進めることでコンパクトな都市化を推進することが定められました。

市街地が適度に密集しているため、電車、地下鉄、自転車、乗用車、バイクなど包括的で多様な交通機関の選択が可能であり、主要経済拠点と港湾、鉄道、空港との接続性が高くなっています。さらに、高密

度のマイナス効果を抑える目的で福岡市都市景観条例が1987年に定められ、人々の生活の質を高めるために、歴史・文化的特色を強化し、快適な都市空間の保全を図ることに重点が置かれました。また、質の高い都市デザインを奨励する「福岡市都市景観賞」を設け、都市環境の質の向上に取り組んでいます。

福岡市は、コンパクトなまちづくり構想を通して主要都市としての開発に成功し、生産性の高い魅力的で包摂性に富む都市となりました。福岡市が日本で最も住みやすい都市として国内外で評価されていることから、同市には都市化が進む世界で共通して求められる都市環境が備わっており、コンパクトな都市開発が暮らしやすさの本質につながっていることが分かります。

福岡市では、効率的で多様な公共交通網が発達しているため、市民の半数近くの通勤・通学にかかる時間は30分以内です。この移動時間の短さは生産性と生活の質の向上に貢献しています。さらに、現在ほど環境意識が高くなる以前から自転車利用者が多く、現在では毎日25万人以上の人々が自転車で通勤・通学しています。福岡市の包括的かつ進歩的な都市開発の成果は、市民の9割が自分たちの街に誇りをもっていると回答していることから裏付けられます。



Casablanca, Morocco © UN-Habitat/Hamza Nuino

モロッコ、カサブランカ 新市街地の拡充による都市圧力の緩和

著者： Dr. Hassan Radoine, Director and Professor, National School of Architecture, Rabat, Morocco
Dr. Mohamed El Mati, Professor National School of Architecture, Rabat, Morocco

アフリカとヨーロッパの玄関口であるモロッコでは、全人口 3,300 万人のうち 6.3% が都市圏に居住しています。20 世紀以降、モロッコの主要都市は歴史的な旧市街の拡張または新市街地開発のいずれかの方法で新しく計画されました。しかし、スラム人口は 1992 年から 2004 年までに毎年 5.6% ずつ増加し、2004 年には都市人口の 8.2%、1,000 カ所のスラム街に約 170 万人が暮らすまでになりました。同年、ミレニアム開発目標に基づく取り組みとして、モロッコ政府はスラム対策と住宅問題の二つを主要課題として取り上げ、スラムのないまちづくりプログラムと 4 つの新市街地の開発に着手しました。この複線型(ツイン・トラック・アプローチ)による取り組みは、モロッコ政府による低所得層への住宅供給を改善するための大きな枠組みの一部として実施されました。

新市街地開発やスラムのないまちづくりプログラムは、2007 年に設立された国有の持ち株会社であるアルオムラン国土整備公社が地方からの補助金を運用して進められました。新市街地の開発は、モロッコ国内のスラム世帯の約 50% が暮らすマラケシュ、ラバト、カサブランカ、タンジェ近郊の低所得層の住居を主な対象に行われました。取り組みを進める中で、住宅需要の増加には対応できたものの、開発予定地がすべて国有地であること、実現可能性の検証が不足していること、複合土地利用が十分でないこと、そして社会的多様性等の課題が浮上してきました。

新市街地では、住宅需要の増加に対応できていないプロジェクトに度々介入して行くことよりも、都市計画を通じた公営住宅の建設が再検討されました。それにより、2009 年からは、ゼナタ、ベンゲリル・ヴィル・ヴェルト、クーリプカ ミヌ・ヴェルトなどの「第 2 世代新市街地」において、先の問題点に対策を取った形で開発が進められました。この第 2 世代の開発には民間セクターが新たに参入し、Chérifien des Phosphates (王立リン鉱石公社)、Caisse de Dépôt et de Gestion (政府系金融機関)などの国有企業と提携して事業にあたりました。第 1 世代は主に新市街地開発に力を入れましたが、第 2 世代は旧市街地の大規模な拡張計画を推進しました。

巨額の投資にもかかわらず、第 1 世代の新市街地は住宅需要への対応としても、都市の拡大を要求する様々な圧力に対する緩和策としても効果は限定的でした。最初に造成された 2 つの市街地 Tamansourt (2004 年) と Tamesna (2007 年) は、予想された 70 万人のうち 8 万 5,000 人 (12%) しか誘致できませんでした。そのため、モロッコ政府はこれらの市街地の活性化を図るため、適切な再生計画の策定を行う省庁間委員会を設置しました。魅力的で生産性が高く、住みやすいまちづくりには、住宅以外の資産への投資や雇用機会の創出が必要であるということが、これまでの経験から主要な教訓として得られています。また、公的機関や民間セクターとの提携などによる資金調達の仕組みや投資の枠組みが、建設業、不動産業、住宅産業の構築と近代化に貢献しています。



ノルウェー、ベルゲン

未来の包括的な気候変動適応対策に取り組む都市

著者： **Hilde Moe**, Senior Advisor, Department of Planning, Ministry of Local Government and Modernisation, Norway

ノルウェーは北ヨーロッパのスカンディナヴィア半島に位置する国で、人口は500万人をわずかに上回る程度です。ノルウェーの経済は石油と天然ガスの輸出に依存しており、CO₂排出量は常に世界のワースト20に入っていました。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）によれば、ノルウェーの年平均気温は今世紀中に3.4℃上昇すると予測されており、降水量は1900年と比較してすでに20%増加しています。

気候変動リスクを緩和するうえで都市が担う役割が重大であることを認識したノルウェー政府は、多角的な都市政策の取り組みを導入しました。特に、地方自治体は地域レベルの都市環境に影響を及ぼし、エネルギー消費に対する住民意識にも影響を与える点において、多大な責任を担っていることが明確にされました。2007年に出された白書では、気候変動へのさらなる取り組みの必要性が確認され、2008年、ノルウェー政府は気候変動対策として気候・エネルギー計画の策定を地方自治体に要請する計画策定ガイドラインを発行しました。このガイドラインは、計画・建築法で正式に承認されました。計画・建築法は、その第1章で、計画策定において気候変動対策を主要な検討項目の一つとすることを規定しています。これにより、地方自治体レベルでリスクや脆弱性を特定する一連の評価を実施することが定められただけでなく、自治体が積極的に気候変動に対応することが奨励されました。この法案から派生した未来の都市プログラムでは、国内の13主要都市に対し、CO₂排出量削減と住みやすいまちづくりに取り組む共同プロジェクトへの参加が呼び

かけられました。このプログラムの中核となるのが、歩行者と自転車を優先した適度に密集した住みやすいまちづくりを目指すコンパクトシティ構想です。また、このプログラムは政府と各地域の連携強化を図ると共に、企業と市民の協力を促しました。その結果、プログラムに参加する都市は、幅広い連携の下で、将来の土地利用方法を見据えて、各部門のプロジェクトが進められるようにアクションプランを作成しました。

ノルウェー政府は気候変動政策を具体的な行動に移すため、様々な関係者を巻き込むことに成功しました。政府は、気候変動の緩和に都市計画が果たす本質的な役割を認識したことで、法案と計画を通じて、国、地域、地方そして各産業部門の活動に徐々に介入することに成功してきました。気候変動への対応を総合計画及び各種計画の目標として定めた都市は、2008年は2都市のみでしたが、現在は13都市にまで拡大しました。さらに、脆弱性の評価結果を受けて、海面上昇リスクや洪水による浸水リスクのある地域への対策が総合計画に新たに盛り込まれました。これらは、未来の都市プログラムの成果です。また、同プログラムは、アイデア共有の場となり、その結果、保険会社も洪水請求に関する土地空間データを共有できるようになりました。このプログラムは、都市計画と部門政策の統合により、ノルウェーの気候変動に対するレジリエンスの強化と、将来の都市管理にとって貴重な財産となる関係者が協議する場の創設という付加価値を生み出しました。



Krasnoyarsk, Russia © Flickr/Past Hill

ロシア、シベリア連邦管区、クラスノヤルスク 新都市計画パラダイムを通じた国際都市建設

著者： Alexey Kozmin, Center for Urban Research, Tomsk State University, Russia

クラスノヤルスクはロシア、シベリア地方の中心都市のひとつです。エニセイ川の河畔に広がり、人口は100万人以上で、シベリアではノヴォシビルスク、オムスクに次ぎ3番目に大きな都市となります。第二次世界大戦中にソビエト連邦内の多くの工場が東に疎開してきたことが、同市の重工業の発展を促しました。さらに、戦後、疎開してきた工場に加え、大規模なアルミニウム工場や冶金工場などが新設されました。しかし、重工業や石炭発電による環境汚染が進んだ結果、同市はロシア連邦で最も汚染が深刻な都市のひとつに挙げられるようになりました。さらに状況を深刻化させたのは、ソ連時代の都市計画モデルでした。車に依存した分断された市街地には狭い歩道しかなく、公共空間も整備されておらず、臨海地域へのアクセスもなく、産業エリアは荒廃していきました。その結果、クラスノヤルスクの人口は90年代にそれまでの92.5万人から87万人と、6%減少しました。

2012年、クラスノヤルスク市当局は、持続可能な開発、そして重工業だけに頼らない新しい経済の形に移行する必要があることを認識し、社会主義都市の工業を中心に据えた都市計画を手放し、代わりにハイテクノロジーの導入、自然環境との調和、人を主体とした取り組みを中心に据えた新しい総合計画の草案作りに着手しました。新たな総合計画では次の5つを優先項目としました。(1) 汚染を発生させないハイテク産業による再開発を進め、汚染源となる活動を市外に移転し、産業活動の土地利用を制

限する (2) 公共空間の接続性を確保し、河川敷に歩行者優先道路を創設する (3) 公共交通システムを優先的に整備する (4) 新しい知識経済に移行し、イベントを通じて国際的な認知向上を図る (5) 地域社会の参加を促す。

クラスノヤルスクの総合計画は、国家課題であるシベリアと極東地域開発の方針を決定づける国土計画となり、この地域の新しい経済成長モデルの実現に貢献しました。また、世界的な認知向上を目指したキャンペーンの成果の一つとして、クラスノヤルスクは2019年の冬季ユニバーシアードの開催地に選ばれたことが挙げられます。この新たな経済成長への取り組みは、現代的なスポーツ施設整備の機会を提供しただけでなく、生活の質を向上させ、街のイメージを作り変える新たな開発サイクルを生み出しました。また、総合計画は、急成長するアジア市場と近接しているこの地域が持つ潜在的経済力に気付く機会にも繋がりました。都市計画を硬直化した方法から持続可能な都市モデルを目指す方法にシフトしたことは、市街地に大きな影響をもたらしました。住居やビルの密集度が高まったため、暖房や交通のエネルギー消費量が減少しました。市内の工業用地の割合は今後20年間で24%減少する見込みで、旧工業用地はビジネス街や交通機関、娯楽施設などの充実にあてられています。市内の交通利便性が改善し、公共空間が創設され、産業活動が減ったため、地域全体の水や空気などの環境の質が改善しています。



Yekaterinburg, Russia © Flickr/Andrij Bulba

著者：Andrey Ivanov, Consultant, UN-Habitat

ロシア、エカテリンブルグ 都市の土地改革を通じた利害対立の軽減策

エカテリンブルグは、人口140万人を擁するロシア連邦で4番目に大きな都市です。ヨーロッパとアジアの境界に位置する経済と交通の要衝であり、地域の科学と文化の中心地となっています。21世紀に入ってから、同市の都市開発プロセスは旧ソ連時代の理念を引き継いでおり、長期にわたる拘束力のない法の慣行が都市環境と生活の質を低下させてきました。この一因となったのが、私益を優先して開発の決定を下す市当局の姿勢でした。2005年に新しい都市計画法が施行され、自治体は新たな都市計画ツールとして土地利用整備の規則（以降、整備規則）を策定しなければならないと規定されたことが、エカテリンブルグのターニングポイントとなりました。

この整備規則は公益と私益のバランスを取ることで、将来に向けて都市環境の改善を図りました。整備規則は非営利組織協会と共に策定され、まず87,000以上の地区の現在の土地利用を分析すると共に、同エリアの社会、経済、交通、環境の現状が調査されました。このプロセスで用途が重複した区画が確認され、その結果、開発とサービスの状況を図示した土地利用計画マップが作成されました。従来の都市開発法とは対照的に、土地利用整備の規則は民主的で、新たに予定された土地利用区分について頻繁に公聴会が開かれ、人々からのフィードバックに基づき多くの修正がなされました。これまで機密とされ

てきた産業区域や廃棄区域に関する情報は公開され、整備規則の透明性が確立されました。さらに、策定された整備規則を法的枠組みとした都市開発マスタープランが施行されました。このマスタープランは、都市計画活動を規制し、交通機関や社会インフラの不備を特定し、文化的・歴史的に重要な場所の保護、そして産業活動が都市や自然環境に及ぼす影響の制限などを規定しています。

この整備規則の施行は民間企業と地方自治体の合意を形成し、統合・調整された計画策定システムを作り上げるための新たな試験的取り組みとなりました。改正されたプロセスにより、これまで長く都市開発プロセスから除外されていた一般市民との対話とフィードバックの新たな道が開かれることになりました。こうした背景を受けて、市議会が市民のフィードバックに基づく法的な利用区分の定義の変更を承認したため、定義変更に関して数百件の公聴会が開かれました。このプロセスは当局と開発者の関係の透明性を高め、土地所有者への利益の供給にもつながりました。この整備規則は、土地利用開発に参加型の協議方式を導入することで利益相反のバランスをとり、人々の生活環境を改善する都市開発モデルとなっています。



Pretoria, Gauteng, South Africa © Thamara Fortes

著者：Rashid Seedat, Head of Gauteng Planning Division, Office of the Premier, Gauteng Provincial Government, South Africa

南アフリカ、ハウテンシティリージョン 経済発展に向けた州の統合

ハウテン州は、南アフリカ共和国のわずか 1.5% の面積に、1,230 万人（国の全人口の 4 分の 1）を擁する国内で最も人口が多い州です。同州は様々な産業が発達しており、この地域だけで南アフリカの GDP の 35% 以上を占めています。経済を牽引しているのは、同州を構成する 4 大都市圏です。同州では、これらの都市圏に人口が集中し、労働市場が形成され、通勤・通学者が流入し、産業が密集しています。都市空間及び社会的統合により州の機能を高めることは、経済の活性化につながりますが、ハウテン州では、アパルトヘイト制度の負の遺産である深刻な社会的排除や貧困、格差、生活空間の隔絶が現在も残っています。さらに、高度に汚染された産業エリアや廃屋化した施設が衰退した中心街に残されており、都市空間の断絶がさらに深刻化しています。

これらの都市化への負荷がハウテン州の持続可能な発展を阻害し、経済的な競争力向上の障害となっていると認識した州政府は、2004 年に州内の 12 の地方自治体を連携したハウテンシティリージョンの構築を決定しました。構築にあたって重要な課題となったのが、領域別の開発から地域全体の開発に移行することでした。まず、州政府は総合的な都市計画の枠組みを策定し、地域統合により包括的で活力があり暮らしやすい都市居住区の建設を目指しました。これを実現するには、ハウテンシティリージョンが、従来の領域別開発よりも持続可能性と競争力を高める開発へつながるだろうという考え方を、政府や民間の様々な関係者の間で共有する必要がありました。そのため、州政府と地方自治体は連携してハウテンシティリージョン構想を推進していくための統一アジェンダを策定し、関係者間や海外でこのコンセプトの浸透を目指しました。

統一アジェンダの策定は、投資を呼び込み、対象地域の社会、経済及び空間的変容を目指す主要なプログラムとプロジェクトを実施に導くためには不可欠なものでした。また、統一アジェンダはハウテンの総合インフラ整備マスタープランの策定につながりました。マスタープランは、地域データを用いて、バランスのとれた地域開発を推進することを定めたものです。さらに、総合交通計画が策定されたのを契機に、交通計画の黄金期が到来し、ハウテン高速鉄道や様々なバス高速輸送システムが稼働し始めました。

ハウテンシティリージョンの構築で、期待される成果が得られるには時間がかかると予想されますが、すでに状況の進展を示す兆候がいくつか現れはじめています。生活基本サービスへのアクセスは、現在も急速に人口が増加している地域を含め、地域全体で向上しています。縦割り型の取り組みから脱却し、地域統合型の戦略に移行したことは、官民の関係者間の縦横の両方向での協調につながっています。また、ハウテンシティリージョンの構築は非正規経済が認識される契機にもなりました。タウンシップ(旧黒人居住区)の 5 万の事業体のために経済再生サミットが開かれ、調達予算からの投資は 5% から 30% に増加しました。さらに、「発展的グリーン経済戦略」に沿って、地域の経済開発部門にハウテンシティリージョンを活用して経済成長と雇用創出の機会を設ける権限が与えられました。加えて、シティリージョンの理解を深めるため、データ、地図、研究結果を調査し、政策決定のための情報提供を行うハウテンシティリージョン諮問機関をはじめとして、政府間協力を強化して、ハウテンシティリージョン構想を推進するための様々な地域機関が創設されています。



Chattanooga, USA © Wikipedia / Lemke (talk)

著者：Michael Elliott, School of City and Regional Planning,
Georgia Institute of Technology, USA

米国、チャタヌーガ 参加型計画策定による経済再生

チャタヌーガはカンバーランド高原を交差するテネシー川流域に位置し、17万人以上の人口を抱えるテネシー州で現在4番目の規模の都市です。1940年代から交通と産業の要衝として栄え、ディキシー（南部）の発電機と呼ばれていました。しかし、当時の雇用の35%以上を占めた製造業と重工業は、経済的な繁栄と同時に深刻な環境悪化を同市にもたらしました。1980年代になると、産業の衰退による失業者の増加やインフラ劣化、社会的分裂、そして人種間の緊張など深刻な社会経済的問題が次々に発生しました。荒れ果てたウォーターフロント、廃墟と化した産業・商業施設、有害物質で汚染された土地など市内は古びた産業遺産であふれていました。特に大気汚染は深刻で、1969年には全米で最も大気汚染のひどい都市と言われるほどでした。こうした状況の煽りを受けて1980年代、同市の人口は10%以上減少しました。

チャタヌーガ市政府は経済の新たな基盤と社会的・環境的な変容が必要であることを認識し、都市再生に向けて、市民参加型の計画策定システムの構築を徐々に進めていきました。1982年、同市は各地で市民を動員した会合を開き、35kmにも及ぶテネシー川流域の再調査を行う特別委員会を設置しました。また、リンドハースト財団は、チャタヌーガ再生を支援する戦略的プログラムに着手し、持続可能な再開発構想を普及させるための都市デザインセンターを設立しました。

同じ頃、同市の環境・社会・経済再生に取り組むため、コミュニティに根付いた組織としてチャタヌーガベンチャーも設立されました。こうしたプロセスから次の6つの主要戦略が提示されました。(1) 持続可能な開発を視野に入れて経済と人々の生活を統合する(2) 市民のリーダーシップを促進し、信頼を醸成するための目に見える実行可能なプロジェクトを重視する(3) 組織の能力を向上させる(4) 人的資本や雇用機会に投資する(5) 社会資本に投資する(6) 将来のインフラ整備計画を立てる。これらの戦略を施行後、管轄区を超えた協力関係を作り出すため、同市はさらに大きな地域的プロセスに乗り出しました。

チャタヌーガが国土計画により経済、社会、環境的に変容したことは間違いありません。中心市街地、リバーフロント、そしてインフラの再建のために政府と民間から大規模な資金投入が行われました。その結果、市の人口は増え、現在は国内で最も堅牢な地域経済を誇っています。失業率は10%低下し、国内平均の失業率を下回りました。かつての公害都市は、現在は持続可能な経済都市として知られています。1996年、イスタンブールで開かれた第2回国連人間居住会議（ハビタットII）で、チャタヌーガは世界の12の「優秀事例都市」の1つに選出され、他にも全米で最も住みやすい街や住宅及び総合計画の優良事例にも選ばれています。



米国及びカナダ、五大湖・セントローレンス川流域 国境を越えた課題に対する革新的な対応

著者： Kathryn Bryk Friedman, School of Architecture and Planning, State University of New York, USA
Irena F. Creed, Department of Geography and Earth Sciences, Western University, Canada

五大湖流域は、最も重要な資産である五大湖・セントローレンス川流域で構成される国境を越えた領域です。水域は 244,000km² で、世界の淡水の 20%以上を占める地球上で最大の淡水水系です。この流域は、相互に関連する開放水域、沿岸、分水地点が高度な生物学的多様性を支えており、極めて複雑な生態系を形成しています。また、この流域は米国とカナダの経済にも重要な役割を果たしています。生態系再生の取り組みが大きく前進したのは、エリー湖が「死」の宣告を受けるなど環境問題が深刻化し、生態系の持続が脅かされた 1960 年代から 1970 年代以降でした。しかし、同流域はまだ瀕死状態を完全に脱したとはいえず、生態系や環境への過剰な負荷が、水資源の安全性を危うくしています。最近では、2014 年の夏、有害藻類の異常発生により、オハイオ州トレドの水道水が数日間止められる事態が発生しました。

2012 年、「五大湖の未来プロジェクト（以降、未来プロジェクト）」が開始され、持続可能性の問題を解決するために、制度の構築ではなく、プロセスや関係者からの意見聴取に重点を置いた新しい国境を越えた計画策定モデルが立ち上げられました。未来プロジェクトは、まず、大学など高等教育機関の研究者主導の草の根的な取り組みであったこと、次に、通常は地域や自治体の計画策定に使用される方法であるシナリオ分析法を国境を越えた取り組みで使用したこと、この 2 つの点で革新的でした。このプロジェクトのシナリオ分析は 50 年前から現在、そして 50 年後にまで

(1963 年～ 2063 年) に及びました。利害関係者は、複数の未来像を検討するため、実現可能な将来のシナリオを作成しました。そして、シナリオを実現するため、次の疑問点について検討しました。「変化の推進力は何か?」「推進力の主要な不確定要素は?」「この推進力により、現在の流れとは異なる将来に向かうにはどうすればいいか?」「将来がシナリオ通りに展開した場合、どうすればいいか?」このプロジェクトには、2 年間で、米国及びカナダの 50 人以上の研究者ならびに政府や民間の関係者が関与しました。

未来プロジェクトは国境を越えた規模での計画の考案や施行の新たなモデルです。その地域が向かっている未来予想図を提示することで、適切な措置を講じない限り環境と経済が著しい不均衡に直面することを認識させ、合意形成を促進します。この経験から、意思決定者とエンドユーザーは、政策の欠陥を打開し、政策の有効性をモニタリングする能力を高めることができます。さらに、学者と実践者の間で分野を超えた新たな関係が構築され、将来の研究と取り組みに向けたパートナーシップが形成されています。未来プロジェクトの成果は、今後、五大湖地域の実効的な政策を実現するという長期目標に貢献していくでしょう。また、世界人口の 4 割が国境付近の河川や湖の流域に暮らしていることから、このプロジェクトの成果は五大湖地域のみならず、世界中の国境周辺地域の連携による戦略的計画策定プロセスのモデルとなることが期待されています。



Limpopo Province, South Africa © Flickr/Martin Heigan

ジンバブエ、モザンビーク及び南アフリカにまたがる センウェ・ツィピセ自然回廊 国境を越えた環境保護のための地域連携

著者： Ronald Chimowa, Department of Physical Planning Ministry of Local Government, Public Works and National Housing Harare, Zimbabwe

センウェ・ツィピセ回廊は、ジンバブエのゴレナゾウ国立公園とモザンビークのリンポポ国立公園、及び南アフリカ共和国のクルーガー国立公園にまたがる細い帯状の公有地です。2002年までは、国同士の共同管理体制はなく、国境に張り巡らされたフェンスで各公園が空間的に分断されており、生物多様性の保護や効果的な生態系管理が難しい状況でした。2002年、モザンビーク、南アフリカ、ジンバブエの3国は、グレートリンポポ・トランスフロンティア・パーク設立に関する協定に調印しました。公園の総面積は約37,572km²に達します。この壮大な計画を実現するために策定されたセンウェ・ツィピセ自然回廊計画は、国境を越えて国同士が連携して自然保護に取り組んだ画期的な事業となりました。

この自然回廊では、経済と環境を改善するために、3国にまたがるすべての関係者と地域社会が持つ利害や懸念に対応する必要がありました。2005年、この回廊の地方開発計画を策定するために3ヶ国合同の委員会が正式に選任されました。この委員会は関与するコミュニティの計画策定・管理能力を高めるため、住民啓発や計画策定のワークショップを開催しました。関連地域の各所で相談会を開き、南アフリカのMakhulekeコミュニティでは天然資源保全の優良事例を学ぶための文化交流訪問が行われました。

こうした双方向の取り組みは、様々な関係者の懸念を理解し、プロジェクトに対する当初の否定的な認識を改善することに貢献しました。こうした活動により、回廊の開発政策、目標及び提案が形成され、計画の目的を総合的かつ段階的に実現するために必要なプロジェクトや活動が特定されていきました。

自然回廊計画がうまく導入されたことで、グレートリンポポは国境をまたぐ世界最大の公園となりました。公園内では、野生動物がかつての移動ルートを行き来できるようにすることで、絶滅の危機にある野生動物の再生が実現しています。また、この地域間協力モデルは、エコツーリズムを支援する開発業者からの大きな資金援助、雇用機会の創出、そして回廊を自然保護区として保全することにつながる良例を示しています。合同管理は維持費の削減につながるだけでなく、他にも有益な成果を上げています。例えば、ゴレナゾウ国立公園では野生動物の密猟が80%も減ったと報告されました。これは主に、地域社会の生態系に対する意識が高くなったためと考えられています。現在、この計画の経済的及び環境的な有益性を認識したコミュニティは、計画の実現に向けた取り組みに積極的に参加しています。このコミュニティを基盤とした計画策定モデルの成功を受けて、ジンバブエ政府はこの方法を将来の地域社会基盤の開発プロジェクトの手本に採用することを決定しました。



付録

- 付録 1：「都市と国土計画に係る国際ガイドライン」概要リーフレット
 - 付録 2：福岡メッセージ
 - 付録 3：事例リスト
 - 付録 4：特別専門家会合メンバーリスト
- 国連ハビタット関連用語



Cape Town, South Africa © Flickr/Ian Wilson

都市と国土計画に係る国際ガイドラインの 開発に向けて

「統合的な計画・管理手法によって都市が適切に計画・開発されれば、
経済、社会、環境の観点から持続可能な社会の構築が促進されるということが、
私たちの共通認識です」

リオ+20成果文書「我々の求める未来」

なぜ都市と国土計画に係る国際ガイドラインを策定するのか

世界各国では、これまで多種多様な都市と国土計画の取り組みが試行されてきましたが、持続可能な都市開発のための**シンプルで普遍的な指針**というものがありませんでした。

「都市と国土計画に係る国際ガイドライン」（以下、本ガイドライン）は、**コンパクト**で社会的**包摂性**に富み、**統合的**で**接続性**に優れた都市・国土を目指して、政策、計画、デザインを改善するための国際的枠組みをつくり、持続可能で気候変動にレジリエンスのある都市の開発を促進することを目的として策定されました。

これまでに「**分権と地方自治体強化に関する国際ガイドライン**」（2007年）及び「**全ての人々に基本サービスへのアクセスを供給するための国際ガイドライン**」（2009年）が国連ハビタット管理理事会により採択され、政策・制度改革の促進やパートナーシップの活用のために、すでに多くの国で実践されてきました。今回策定したガイドラインは、この2つのガイドラインを補完するものです。

各国の経験を生かした万国共通の指針

国連ハビタットは、本ガイドラインの策定を支援・指導する特別専門家会合を立ち上げました*。各国の実践例を基に汎用性のある基本原則を導き出すことで、規模が異なる都市や地域に適した多様な計画策定が推進されることを目指しています。

特別専門家会合のメンバーは、アフリカ、アジア、ヨーロッパ、南北アメリカの各国政府や地方自治体組織（都市・自治体連合等）、国際開発機関（世界銀行、経済協力開発機構等）、都市計画協会（都市と国土計画専門家の国際学会等）、学術・研究機関、そして、市民社会団体から選出されています。

本ガイドラインの策定にあたり、国連ハビタットの常駐代表委員会及び他の国連機関と以下の段階を踏みながら協議を進めてきました。

- 2013年4月 国連ハビタット管理理事会決議（24/3）において「都市と国土計画に係る国際ガイドライン」の策定を要請
- 2013年10月 フランス・パリにて第1回特別専門家会議を開催
- 2014年4月 コロンビア・メデジンにて第2回専特別専門家会議及び国連ハイレベル機関間会議（27国連機関によるブリーフィング）を、第7回世界都市フォーラムに併せて開催
- 2014年11月 日本・福岡にて第3回特別専門家会議を開催
- 2015年4月 国連ハビタット第25回管理理事会へガイドラインを提出・承認

*フランス政府及び日本政府の財政支援による

都市と国土計画に係る国際ガイドラインの主要原則（草案、2014年12月現在）

都市と国土計画に係る国際ガイドラインは、以下の4つの主要な柱を軸につくられた都市と国土計画の主要原則を促進するための参考文書です。本ガイドラインには、都市と国土計画に関わる利害関係者への提言も盛り込まれています。


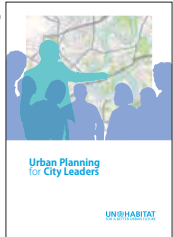
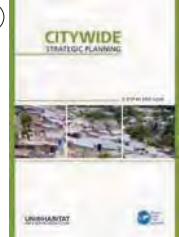
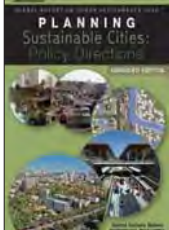
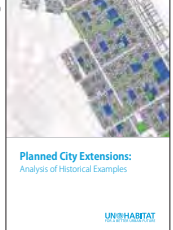
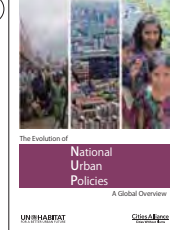
A	都市政策とガバナンス
1	都市と国土計画は単なる技術ツールではなく、競合する様々な利害を解決する統合的かつ参加型の意思決定プロセスとして、共有のビジョン、総合的な開発戦略、そして国、地域、都市の政策と連動するものです。
2	都市と国土計画は、新たな都市ガバナンスの中核をなすもので、持続可能な都市化と質の高い都市空間の実現を目的として、地方の民主化、参画と包括、透明性と信頼性を促進するものです。
B	持続可能な開発に向けた都市と国土計画
	都市と国土計画及び社会開発
3	都市と国土計画は、現在及び未来の社会のあらゆる人々の生活水準と労働環境を改善することを第一の目的としています。また、都市開発のコストや機会、利益の公平な分配を実現し、特に包摂性に富み一体感のある社会を推進することを確実にします。
4	都市と国土計画は、未来へのなくてはならない投資です。また、生活の質を改善し、文化遺産や文化の多様性を尊重した国際化を推進し、多様なグループのニーズを把握するための必須条件となります。
	都市と国土計画及び持続的な経済成長
5	都市と国土計画は、持続的かつ包括的な経済成長の触媒であり、新たな経済的機会、土地・住宅市場の規制、適切なインフラと基本サービスを適時に提供することを可能にする枠組みを提供します。
6	都市と国家計画は、持続的な経済成長、社会の発展、そして環境維持が相伴ってあらゆる地域レベルの接続性を向上させるための強力な意思決定機構を設置します。
	都市と国土計画及び環境
7	都市と国土計画は、生物多様性や土地・天然資源を含む市街地の自然及び建造環境を保全・管理し、統合され持続可能な開発を実現するための空間的枠組みを提供するものです。
8	都市と国土計画は、環境及び社会経済的なレジリエンスを強化し、気候変動の緩和と気候変動への適応を促し、自然災害や環境上のリスクの管理体制を改善することで、人間の安全保障の強化に貢献します。
C	都市と国土計画の要素
9	都市と国土計画は、時間枠や地理的広がりを超えて、空間、制度、財政分野を統合したものでなければなりません。また、コンパクトなまちづくりと地域間の相乗作用を目的とし、実効力のある規制に基づいた継続的で反復的なプロセスであるべきです。
10	都市空間計画は都市と国土計画の一翼を担うものであり、様々なシナリオの検討に基づき、明確な政治的決断を促すことを目的とします。都市空間はさらに、その政治的な決断を、物理的・社会的空間の変容を促し、統合された市街地開発を支援するための行動へと転換するものでなければなりません。
D	都市と国土計画の実施
11	都市と国家計画をあらゆる規模で適正に実施するには、政治的リーダーシップと適切な法制度の枠組み、効率的な都市管理、協調性、合意形成の方策、現在及び将来の問題に首尾一貫した効率的対応を行うことによる無駄や重複の削減が必要です。
12	都市と国土計画の効果的な実施と評価には、特に、継続的なモニタリング、定期的な調整、各レベルの十分な能力、ならびに持続的な資金調達の仕事と技術が必要です。

今後の予定

「都市と国土計画に係る国際ガイドライン」の策定は、2016年10月に開催予定のハビタットⅢ会合に向けた草案作成に活用されることが期待されています。

本ガイドラインが承認された後、**それぞれが置かれている状況に合わせて本ガイドラインの活用**を検討している各国や都市を、国連ハビタット及び他の開発支援パートナーが支援します。支援の内容には、必要な規則・細則の起案や、具体的な計画実行段階での標準ツールの試用の補助などが含まれます。

本ガイドラインを利用して計画を立案する過程で、**標準以外のツールの設計**が必要となった場合は、モニタリングを行い、記録を残すことが重要です。**ケーススタディ**を行って、提案された都市と国土計画の取り組みの状況や成果について詳細な報告を行うことも有効です。

- | | | | |
|---|---|---|---|
| ①  | ②  | ③  | ① Urban Patterns for a Green Economy, Set of 4 Guides (2012) |
| | | | ② Urban Planning for City leaders (2012) |
| | | | ③ Citywide Strategic Planning, a Step by Step Guide (2010) |
| ④  | ⑤  | ⑥  | ④ Global Report on Human Settlements: Planning Sustainable Cities (2009)* |
| | | | ⑤ Planned City Extensions: Analysis of Historical Examples (2015) |
| | | | ⑥ The Evolution of National Urban Policies: A Global Overview (2015) |

問い合わせ先

UN-Habitat (United Nations Human Settlements Programme)
Urban Planning and Design Branch
P.O.BOX30030 Nairobi 00100 Kenya
Tel: +254 20 7625402, Fax: +254 20 7624266/7
updb@unhabitat.org

福岡メッセージ

2014年11月12日 日本・福岡

2013年4月の国連ハビタット管理理事会決議(24/3)をうけ、国連ハビタット事務局長は都市と国土計画に係る国際ガイドラインの構成、内容及び文言を進言する特別専門家会合を設立しました。

我々、特別専門家会合のメンバーは、アフリカ、アジア、ヨーロッパ、南北アメリカ諸国の実践経験を生かすために、これらの地域の各国政府や地方自治体組織（都市・自治体連合）、都市計画協会(都市・国土計画専門家の国際学会)、国際機関（世界銀行、国連地域開発センター、国連訓練調査研究所、経済開発協力機構）から推薦されました。

我々は、フランス・パリ（2013年10月24日-25日）、コロンビア・メデジン（2014年4月10日）、そして日本・福岡（2014年11月11日-12日）で開催された3回にわたる専門家会議に参加し、本ガイドラインの構成や内容について慎重に協議を重ねました。

我々は、この包括的な協議プロセスにより、「都市と国土計画に係る国際ガイドライン」（以下、本ガイドライン）の最終案をとりまとめたことをご報告します。この最終案は国連ハビタット常駐代表委員会の検討を経て、2015年4月に開催予定の国連ハビタット第25回管理理事会に提出されます。

我々は、様々な規模や状況の国と地域においてその成果が実証された優良事例や教訓に基づき、本最終案をまとめました。また、本最終案は、これまでに採択され実践されている「分権と地方自治体強化に関する国際ガイドライン」（2007年）及び「全ての人々に基本サービスへのアクセスを供給するための国際ガイドライン」（2009年）に基づいて作成されております。

本ガイドラインに含まれている基本原則は、社会・経済・環境的観点から都市や居住の持続可能な開発を推進することを目的としています。本ガイドラインが採択されると、コンパクトかつ統合的で、接続性に優れ、社会的包摂性に富む都市と国土を目指して、政策、計画、デザインを改善するための国際的枠組みがつくられ、持続可能で気候変動に高いレジリエンスを持つ都市の開発が促進されます。

我々は、国連加盟国に本ガイドラインを採用することを呼びかけると共に、本ガイドラインが迅速に実施されるための資金提供と、ガイドラインの適用、実施後の進捗状況の確認を行うよう各国に促します。

我々は、本ガイドラインが2016年に開催予定の第3回国連人間居住会議（ハビタット III）、またポスト2015年開発アジェンダにおいても、持続可能な都市計画の重要性を強調する画期的な手段となることを信じています。

我々は、本ガイドライン策定に必要な財政的・技術的支援を提供していただいた国連ハビタット、フランス政府（外務省）、日本政府（国土交通省）、福岡県、福岡市、西南学院大学に感謝しております。我々は今後もそれぞれの役職や分野において、すべての人々にとってより良き都市の未来のために本ガイドラインの実施を促進・支援していくことをお約束します。

事例リスト（46件） 2015年3月30日現在

*英語表記のアルファベット順で掲載

番号	地域・国	対象分野／キーワード	本書への掲載
1	アルゼンチン、サンタフェ	中継都市／基本計画	○
2	オーストラリア、メルボルン	気候変動への適応／都市全域の計画	○
3	ベルギー、アントワープ	都市の変容／港湾地区	○
4	ブラジル、カノアス	市民参加のためのツールキット／参加型予算	
5	ブラジル、マリニャ	中継都市／戦略的計画	
6	ブラジル、ポルトアレグレ	参加型予算／社会的包摂	○
7	ブルキナファソ、ワガドゥグー	都市開発戦略／戦略的計画	○
8	カメルーン、ドゥアラ	都市開発戦略／戦略的計画	○
9	カナダ、トロント大都市圏	食糧安全保障／大都市圏計画	○
10	カナダ、米国・五大湖セントローレンス地域	水の回廊／国を越えた計画	○
11	中国、深圳	経済特区／長期戦略	○
12	中国、長江デルタ	経済特区／地域計画	○
13	コロンビア、メデジン	都市の変容／社会的包摂	○
14	エジプト、大カイロ都市圏	都市の変容／大都市圏計画	○
15	ヨーロッパ、ESPON	国をまたいだ統合／政策策定	
16	ヨーロッパ、ライプチヒ憲章	国をまたいだ統合／指導枠組み	○
17	フランス、リヨン	都市の変容／社会的包摂	○
18	フランス、レンヌ	都市・農村連携／地域計画	
19	フランス、ストラスブールとドイツ、ケール	都市間協力／国を越えた計画	○
20	グルジア、トビリシ	都市活性化／参加型計画	
21	ドイツ、ブレーメン、ライプチヒ、ニュルンベルグ	都市間協力基盤／国家政策	
22	ドイツ、ライン・ルール	都市の変容／大都市計画	○
23	ハイチ、ポルトープランス	災害復旧計画／複数の利害関係者間の調整	○
24	インド、アーメダバード	都市交通／社会的包摂	○
25	インドネシア、スラバヤ	緑化計画／都市全域の計画	○
26	日本、福岡	コンパクトな都市／統合的な計画	○
27	日本、仙台	災害リスク軽減／都市全域の計画	
28	モロッコ	低価格住宅／新市街地	○
29	モロッコ、ワルザザート	太陽エネルギー／地方経済開発	
30	モザンビーク、リシंगा	中継都市／基本計画	○
31	モザンビーク、南アフリカ、ジンバブエ、センウェ・ツイピセ自然回廊	生物多様性回廊／国を越えた計画	○
32	ナミビア、スワコプムント	戦略的計画／基本サービスの供給	
33	ニュージーランド、クライストチャーチ	災害復旧計画／国家政策	
34	ノルウェー	気候変動への適応／国家政策	○
35	ノルウェー、クリスチャンサン	設計ガイドライン／都市全域の計画	
36	フィリピン、ソルソゴン	災害リスク軽減／都市全域の計画	
37	ロシア、クラスノヤルスク	都市の変容／都市パラダイムシフト	○
38	ロシア、エカテリンブルグ	土地利用計画／都市改革	○
39	南アフリカ、ワーウィック	公共空間／地方経済開発	
40	南アフリカ、ハウテン	シティリージョン／複数の利害関係者間の調整	○
41	南アフリカ、ティーヴォーテールスクルーフ	参加型計画／基本サービスの供給	
42	スペイン、バルセロナ	都市拡張計画／大都市計画	
43	米国、アトランタ	居住区計画	
44	米国、チャタヌーガ	都市の変容／経済開発	○
45	米国、ポートランド	水管理／都市全域の計画	
46	ジンバブエ、マシング	コミュニティ基盤の計画／社会的包摂	

*1. アルゼンチンと30. モザンビーク、7. ブルキナファソと8. カメルーンは各々1つの事例にまとめて掲載しています。

特別専門家会合メンバーリスト

番号	推薦国/団体	氏名	所属機関	役職
1	ベルギー	Mr Joris Scheers	フランダース持続可能な都市、ルーヴァン・カトリック大学、建築・都市化学部	教授
2	ブラジル	Mr Edesio Fernandes	ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン	教授
3	中国	Mr Shi Nan	中国都市計画学会	事務局長
4	フランス	Mrs Brigitte Bariol-Mathais	フランス都市計画機関同盟 (FNAU)	総括マネージャー
5	ドイツ	Ms Elke Pahl-Weber	ベルリン工科大学	都市地域計画学部長
6	ドイツ	Mr Andre Mueller	連邦建築空間計画局(BBR)	研究調整官、シニアアドバイザー
7	ガーナ	Mr Samuel Seth Passah	地方政府・農村開発省	シニア開発計画官
8	インドネシア	Mr Imam Ernawi	公共事業省	人間居住担当長官
9	日本	野田順康氏	西南学院大学（福岡）	法学部教授
10	モロッコ	Mr Hassan Radoine	モロッコ国立建築学校（ラバト）	校長
11	ノルウェー	Mrs Hilde Moe	地方自治省	計画局シニアアドバイザー
12	タンザニア	Mrs Sarah Alphonse Kyessi	国土住宅居住開発省	プリンシプルタウンプランナー、居住地適正化担当次長
13	ウガンダ	Mr Savino Katsigaire	国土住宅都市開発省	施設計画・都市開発部長
14	ジンバブエ	Mr Ronald Chimowa	施設計画局（ジンバブエ）	主席計画官
15	都市同盟	Mr Serge Allou	都市同盟	シニア都市スペシャリスト
16	CAP（南アフリカ）	Mrs Christine Platt	コモンウェルスプランナーズ協会 (CAP)	会長兼最高経営責任者
17	第三世界エンダ（セネガル）	Mr Mamadou Bachir Kanouté	第三世界エンダ（ダカール）	エグゼクティブコーディネーター
18	FIABCI（ブラジル）	Mr Flávio Gonzaga Bellegarde Nunes	開発・投資協議会(FIABCI)	FIABCI前世界会長
19	GRET（フランス）	Mrs Virginie Rachmuhl	GRET（パリ）	都市開発部長
20	ISOCARP（中国）	Mr Hongyang Wang	都市地域計画国際協会(ISOCARP)	南京大学都市国土計画学教授
21	ISOCARP（インド）	Mrs Shipra Narang Suri	都市地域計画国際協会(ISOCARP)	ISOCARP副会長
22	ISOCARP（オランダ）	Mr Andries Geerse	都市地域計画国際協会(ISOCARP)	We love the Cityプリンシパル
23	OECD	松本忠氏	経済協力開発機構(OECD)	持続可能な開発のための地域政策課シニア政策アナリスト
24	地域学会 (UK)	Mr Gordon Dabinett	地域学会	シェフィールド大学都市地域計画学
25	UCLG	Mrs Sara Hoeflich	都市・自治体連合(UCLG)	UCLG世界事務局
26	UCLG（ブラジル）	Mrs Maria Regina Rau de Souza	ポルトアレグレ市（ブラジル）	建築家、都市プランナー
27	UCLG（スペイン）	Mr Josep Maria Llop	リエイダ大学（スペイン）	中継都市ネットワーク代表
28	UCLG（南アフリカ）	Mrs Subhatri Moonsammy	ダーバン市（南アフリカ）	企画部長
29	UNCRD	高瀬 千賀子氏	国際連合地域開発センター (UNCRD)	所長
30	国連ハビタット	Daniel Biau	前国連ハビタット事務局長代理	シニアコンサルタント
31	UNITAR	Mr Berin McKenzie	国連訓練調査研究所 (UNITAR)	専門家
32	大学ネットワークイニシアチブ（エジプト）	Mrs Sahar Attia	カイロ大学	工学部建築学科長
33	大学ネットワークイニシアチブ（米国）	Mr Bruce Stiffl	ジョージア工科大学（米国）	都市地域計画学部長、教授
34	世界銀行	Mrs Ellen Hamilton	世界銀行(WB)	主席都市専門家

国連ハビタット関連用語

用 語	内 容
第3回国連人間居住会議（ハビタットⅢ）	人間居住の課題解決を目的に開催される正式な国連会議で、第1回（ハビタットⅠ）は1976年にカナダ・バンクーバーで開催され、第2回（ハビタットⅡ）は1996年にトルコ・イスタンブールで開催。第3回（ハビタットⅢ）が2016年10月にエクアドル・キトで開催されることが国連総会で決議されている。
持続可能な開発目標	<p>持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、ミレニアム開発目標（MDGs）、すなわち、2015年までに世界が達成を約束した8つの貧困対策目標を土台とし、MDGsで達成できなかった目標を推進するために定められた目標。今後15年間で貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処することをねらいとする17の目標が設定されている。その中で国連ハビタットは、主に目標11「住み続けられるまちづくりを」を担当する。</p> <p><持続可能な開発目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貧困をなくそう 2. 飢餓をゼロに 3. すべてのひとに健康と福祉を 4. 質の高い教育をみんなに 5. ジェンダー平等を実現しよう 6. 安全な水とトイレを世界中に 7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 8. 働きがいも経済成長も 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 10. 人や国の不平等をなくそう 11. 住み続けられるまちづくりを 12. つくる責任、つかう責任 13. 気候変動に具体的な対策を 14. 海の豊かさを守ろう 15. 陸の豊かさも守ろう 16. 平和と公正をすべての人に 17. パートナリーシップで目標を達成しよう
ニュー・アーバン・アジェンダ	ハビタットⅡ（1996年）からの20年間に進められてきた各国の取り組み実績をもとに、2016年からの20年間の国際的な取り組み方針を定めるもの。急速に進展する都市化を成長に結びつけると共に、幅広い人間居住に係る課題の解決に向けた国際的な取り組み方針が、ハビタットⅢ（2016年）で取りまとめられる。
ポスト2015年開発アジェンダ	2000年に設定され、2015年をその達成期限としていたミレニアム開発目標（MDGs）が終わった後の国際開発目標のこと。2015年9月25日にニューヨーク国連本部で開催された国連サミットで、新たなアジェンダの最終文書「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が正式に採択された。この中に「持続可能な開発目標（SDGs）」が含まれている。



Expert Group Meeting in Fukuoka, Japan © UN-Habitat

UN-Habitat (United Nations Human Settlements Programme)
Urban Planning and Design Branch
P.O.BOX30030 Nairobi 00100 Kenya
Tel: +254 20 7625402, Fax: +254 20 7624266/7
updb@unhabitat.org

UN  **HABITAT**

www.unhabitat.org